

予算特別委員会会議録

開会 令和4年3月11日

閉会 令和4年3月22日

寒川町議会

出席委員 杉崎委員長、茂内副委員長
青木委員、山上委員、横手委員、関口委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大澤教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、鈴木副主幹、長瀬主査
深澤企画部長、小林企画政策課長、村瀬専任主幹、三橋主幹、奥谷副主幹
山下主査、渡邊主査
関根財政課長、吉田副主幹、西ヶ谷副主幹、丹内主査
青木広報戦略課長、木内主査、三好主任主事
野崎総務部長、伊藤総務課長、高木専任主幹（兼）寒川文書館長、米山主幹
辻井主査、内藤主査
皆川人事課長、三澤副主幹、高橋主査
濁川財産管理課長、杉崎副主幹、守屋主査
池田税務収納課長、大平主幹、鳥海副主幹、瀬戸副主幹、吉野副主幹、遠藤主査
戸村町民部長、岡野町民協働課長、越原副主幹
高木町民安全課長、北野主幹、青木副主幹、工藤副主幹
徳江町民窓口課長、中嶋副主幹、三留副主幹、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第6号 令和4年度寒川町一般会計予算
2. 議案第7号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第8号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第9号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第10号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和4年3月11日
午前9時00分 開会

【佐藤（一）議長】 おはようございます。いよいよ本日から22日にかけて予算特別委員会が開催される運びとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本議会におきまして6名の委員を選出いたしておりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算審査を進めるに当たりましては、まず委員長をお決め願うこととなります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また第2項で、互選に関しての進行役は年長の委員が当たると規定されております。今回予算特

別委員会の構成メンバーの中での年長委員は、関口委員ということであり、恐れ入りますが、関口委員に座長をお務めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、関口委員、こちらの座長の席にお移りください。

(関口光男委員、座長席に移動)

【関口座長】 改めて、おはようございます。嫌だと言っても、ここに座らなきゃいけないので、座らせていただきますけども、今日は3.11で、11年目に入りました。建設をしなきゃいけないというところもあれば、ぶっ壊しているところもあって、本当に物騒な世の中だなという気がしますけども、日本は一生懸命復興しようと言っているのに、ぶっ壊してどうするんだという気がしますけども、ともかくそれが仕事ではありませんので、今日は予算委員会の初日に当たりますし、これから委員長を決めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長の選任まで、しばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、委員長の互選に入りたいと思っております。互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【関口座長】 推選という声がありましたけども、推選ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 異議なしということですので、委員の皆さんから委員長の推選をいただきたいと思っておりますけども、よろしくお願いいたします。

山上委員。

【山上委員】 杉崎委員にお願いできたらと思っております。

【関口座長】 ただいま杉崎委員にということでお声がかかりましたけども、杉崎委員に委員長をお願いするということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 それでは、委員長職を杉崎委員にお願いすることといたします。それでは、委員長、こちらの委員長席にお移りください。

私は、これにて座長の役目を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(杉崎隆之委員、委員長席に移動)

【杉崎委員長】 ただいまご推選をいただきまして、特別委員会の委員長という大役を仰せつかりました。本日から5日間にわたりまして、令和4年度各予算審査の進行役を務めるわけでございますけども、コロナ禍ということで、皆様のご協力ももちまして、スムーズな進行に私も心がけてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。委員長のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員長としての最初の務めでございます副委員長の選任ということですが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【杉崎委員長】 委員長一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、私から指名をさせていただきたいと思います。副委員長には、茂内委員にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ご異議がないということですので、茂内委員、よろしくお願いたします。早速でございますけれども、茂内委員、こちらの副委員長のお席にお移りください。

(茂内久代委員、副委員長席へ移動)

【杉崎委員長】 それでは、茂内副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【茂内副委員長】 おはようございます。初めての副委員長なんですけれども、杉崎委員長の力を借りつつ、皆様とともに頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 では、ここで打ち合わせのため暫時休憩をいたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより審査を進めてまいります。

過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第6号 令和4年度寒川町一般会計予算、議案第7号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第8号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第9号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第10号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計予算の5議案であります。審査に当たりまして一括して審査を進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにあります予算特別委員会審査日程表(案)のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、3月22日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ご異議がないようでございますので、日程表のとおり進めさせていただきたいと思っております。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいと申出がございますので、これを許可したいと思います。

町長が入室されるまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開します。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長よりお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほどお話もございましたように、本日は、東日本大震災の発生からちょうど11年目ということになります。11年前の当日は、町議会でも一般質問の2日目が午前中に終わったという、確かに3月11日は同じ曜日で金曜日だったということも偶然のような気がしますけども、この大震災にあっては、犠牲になられた多くの方々の鎮魂を心からお祈り申し上げたいと思います。また、東北沿岸を襲った津波の光景とか、あるいは避難を余儀なくされた人々の姿が、本当にまだまだ記憶に新しいところがございます。

実は、当日の町の被害状況というのを、町民安全課から資料を頂いたんですけども、幸にして震度5強という非常に激しい揺れの中でも、寒川町は人的被害及び火災等が発生していないということでございますけども、水道管の破裂が7件、道路クラックが4件、ブロック塀の倒壊が5件ということもございます。公共施設は14施設が何らかの被害を受けました。小・中学校では、寒川中学校だけが幸い無傷だったと、ほかの学校は何らかの被害が出ております。役場本体も無事だったということでございますけども、そのほかはかなり、大小はございますけども、被害が発生したというような状況がございました。

また、これは私事にも近いんですけども、当日、私は社会福祉協議会におりまして、震災が発生した時刻、中におりまして、非常に激しい揺れの中でプリンタが上から落ちそうな状況だったのを押さえていたというような記憶があるんですけども、周りを見たら職員は誰もいなかったんですけども、皆さんは一足先に早く逃げられちゃって、そんなところだったんですけども、ただ、センターの3階に新館がございまして、そちらの3階の活動室の書棚というか、書庫、あるいはキャビネットが倒れまして、ガラスが飛散したという状況もございました。ただ、幸いだったのは、当日午前中に1歳前後の乳幼児の方と母親の方々十二、三組だったと思いますけども、ボランティアの方の協力を得ながらサロンを開いていたということで、発生時刻に万が一サロンが開かれていたら、本当に大きな被害が発生したのかなという、まさに紙一重だったということが非常に記憶に残ってございました。

ちょっと前置きが長くなりましたけども、本日から予算特別委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。施政方針でも私は触れましたけども、令和4年度予算につきましては、総合計画2040に掲げる将来像「つながる力で新化するまち」、この実現に向けて3つの基本方針を掲げております。

1点目が、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた重点的な財源配分、そして2点目は、総合計画2040の第1次実施計画に基づく取組の推進、そして3点目として、歳入を確保するための取組、これは施政方針の中でも述べさせていただきました。こういったことを基本に、各所管等で予算を編成したところでございます。

現状ウクライナ情勢とか、あるいは日本経済にもたらす影響、またコロナウイルスはまだまだ収束が見通せない状況の中で、非常に不安定な状況でもございますけども、これらの3つの方針で予算の具体的な施策を1つずつ確実に実現していきたいなと思ってございます。具体的内容については、この後各担当より詳細な説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお祈り申し上げます。ありがとうございます。

【杉崎委員長】 ありがとうございます。

それでは、暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次課等ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑の応答をいたしますので、ご承知おきをお願いいたします。タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席いたします。

なお、質疑については簡潔明瞭にしていただき、効率よく審査を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

予算書のページ等については、タブレットにあります各課等の予算特別委員会説明（参考）資料に記載がございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

次に、企画部長より予算の概要につきまして説明をしたいと申出がございましたので、企画部長の申出を許可したいと思います。

企画部長入室のため暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部長より、予算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、予算の内容につきまして、町長の挨拶と重複する部分もございますが、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、令和4年度の予算編成時の状況でございます。国の経済財政運営と改革の基本方針2021において、デフレに決して戻さないとの決意の下、感染症対策に最優先で取り組みながら、国内外の変化を捉え、我が国の経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくっていくとされました。

また、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおいて、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望が示され、地方が抱える人口減少、少子高齢化、産業の衰退、財政難などの従来からの課題に感染症に伴う新たな課題が加わったことから、これまでの取組を着実に進めることに加え、感染症による意識、行動変容を踏まえた人・仕事の流れの創出、地方の特色を踏まえた自主的、主体的な取組の促進にのっとり、新たな地方創生の取組を進めていくことが重要とされたところでございます。

また、県内の状況でございますが、感染症の影響によりまして、厳しい状況にある中、一部に弱さが見られるものの、緩やかな持直しの動きが続いており、先行きについては、感染症の拡大防止策を講じ、ワクチン接種の促進と各種政策効果等もあって、持直しの動きが続くことが期待されているところでありますが、県の令和4年度の予算編成方針においては、県税等に一定程度の増収が期待できるものの、介護、医療、児童関係経費の大幅な増額に加え、臨時財政対策債等の公債費償還が本格化し、おおむね850億円の不足が見込まれ、県財政は引き続き危機的な状況にあるとしておりました。

こうした国、県の状況下において、本町の令和4年度の予算編成においては、新型コロナウイルス感

感染症の影響に伴う消費活動等の落ち込みが予測より小さく、景気回復の兆しが見え、税収増などが見込まれるものの、障害福祉や児童福祉等といった社会保障分野への需要が継続していくとともに、田端西地区まちづくりや公共施設の更新問題など、令和4年度以降も扶助費や公債費などの義務的経費は増加傾向が続くことで、町の財政状況は厳しい状況であると判断しております。

このような認識の下、令和4年度の予算編成基本方針につきましては、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた重点的な財源の配分、寒川町総合計画2040第1次実施計画に基づく取組の推進、歳入を確保するための取組の3つの基本方針を掲げ、予算査定においては、寒川町総合計画2040第1次実施計画における施策目標への寄与度、持続可能な財政運営に向けた健全財政の維持確保、部等内調整の取組状況の3つの視点により予算編成を進めてまいりました。

その結果となる令和4年度予算でございますが、町長が令和4年度の施政方針でも述べたとおり、新型コロナウイルス感染症との戦いは、新たな変異株の出現による感染拡大など依然として予断を許さない状況が続いておりますが、将来的な少子高齢化、人口減少の進行と複雑多様化する町民ニーズ、さらには新型コロナウイルス感染症による社会変容という諸課題に対応しつつ、町総合計画第1次実施計画に基づく取組や本町の新型コロナウイルス感染症対策方針に定めた取組などを通じて、町民の心豊かな暮らしの実現を目指すとともに、コロナ禍においても環境対策を講じつつ、ICT技術を活用しながら持続可能なまちづくりに向けて将来への投資も行い、町民の安心安全な暮らしを守る予算として積極的予算を編成したところでございます。

なお、令和4年度当初予算につきましては、前段で申し上げました予算編成基本方針や予算査定における3つの視点の下、コロナ禍により先行き不透明な社会経済環境変化や町総合計画における施策、事務事業におけるKPIの達成状況、これまでの実績等を踏まえるとともに、国や県の制度変更等への対応なども考慮しなければならないことから、予算編成時における不確定要素を排除しつつ、状況変化にも対応可能なものとして適時適切な補正予算も視野に入れ、予算を編成しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

その結果となります令和4年度一般会計予算総額は、149億8,600万円で、前年度比1億2,100万円の増、率で申しますと0.8%の増といたしました。また、町総合計画2040第1次実施計画における令和4年度の一般会計歳入歳出財政計画においては、149億3,405万2,000円と定めておりましたので、財政計画額との差額は5,194万8,000円、0.3%の増でございます。

なお、令和2年度の予算規模151億7,200万円が過去最大でありましたが、令和4年度につきましては、令和2年度に次いで2番目の予算規模となります。

参考までに、県内市町村では全て通年予算を編成しており、令和4年度の予算規模につきましては、県内政令指定都市を除く市の平均伸び率は2.8%の増で、本町を含む町村の伸び率は2.1%の増となっております。

予算の具体的な内容につきましては、この後各課等より詳細な説明をさせていただきますので、私からの説明は省かせていただきますが、令和4年度予算の概要の3ページから5ページを中心に、予算の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

概要に記載のページでございますが、3ページをご覧ください。

まず歳入でございます。町の財源の太宗をなし、自主財源として財政の弾力的な運用を支える町税でございますが、町税全体で83億8,340万円とし、対前年度比で3億8,020万円、率で3.8%の増といたしました。なお、県内政令指定都市を除く市の地方税平均伸び率は4.9%の増で、本町を含む町村の伸び率は3.8%の増となっております。

次に、国庫支出金及び、4ページをご覧ください。県支出金につきましては、記載のとおり、基本的には特定財源であり、歳出事業費に連動して増減するもので、その増減理由等につきましては記載のとおりであります。負担金と補助金に分けて記載しておりますので、全体増をお示ししたいと思います。

6ページ、7ページをお開きください。国庫支出金は、本年度は18億8,993万円を計上いたしました。昨年度は20億444万8,000円であったため、前年度比では1億1,451万8,000円の減、率では5.7%の減となります。また県支出金は、本年度は11億7,225万1,000円を計上いたしました。昨年度は11億7,623万2,000円であったため、前年度比では398万1,000円の減、率では0.3%の減となります。

4ページにお戻りください。次に町債でございますが、一般的に言われるプライマリーバランスの黒字化につきましては、年度内の新発債と償還元金の比較となります。令和4年度における新発債は、6ページに記載しているとおり5億8,250万円で、予算の概要には記載はございませんが、予算書の98ページに記載しております令和4年度の償還元金は10億5,519万9,000円であることから、新発債と償還元金を比較してプライマリーバランスは黒字となっております。

38ページをご覧ください。続きまして、町債の状況についてご説明申し上げます。令和4年度の町債発行額は5億8,250万円で、年度末現在高は68億2,682万6,000円となり、町債依存度は3.9%となります。また町債の年度末残高につきましては、令和3年度末で72億9,952万5,000円であったものが、令和4年度末には68億2,682万6,000円となり、その差額は4億7,269万9,000円の減、さらに町民1人当たりの年度末現在高見込額は、令和3年度末で15万2,073円であったものが、令和4年度末には14万2,226円となり、その差額は9,847円の減となります。

以上のように、新発債を抑制しつつ町債償還が進むことで、プライマリーバランスの黒字化により将来負担が減少することとなります。

4ページ中ほどにお戻りください。続きまして歳出でございます。主な増減についてご説明申し上げます。まず総務費につきましては、防災行政用無線のデジタル移動通信システム更新工事や役場庁舎の自家発電設備改修工事などの減に伴い、全体では8,685万円の減、率では4.5%の減といたしました。

民生費につきましては、寒川さくら幼稚園の幼稚園部分に係る施設建替工事に対する園施設整備費補助金や保育所等整備事業費補助金などの減に伴い、全体では1億3,967万円の減、率では2.3%の減といたしました。

衛生費につきましては、可燃・不燃ごみ処理業務委託料の増やプラスチック製容器包装ライン選別能力向上委託料などの増に伴い、全体では7,662万円の増、率では5.2%の増といたしました。

5ページをご覧ください。農林水産業費につきましては、花川用水路予防保全対策（第1期）工事完了に伴う農業水利施設予防保全対策工事などの減により、全体では2,920万円の減、率では23.6%の減といたしました。

土木費につきましては、東海道新幹線新駅整備基金積立金の増や大曲14号線歩道整備に伴う土地購入

費及び物件補償費の増などに伴い、全体では1億5,987万円の増、率では9.9%の増といたしました。

消防費につきましては、常備消防を茅ヶ崎市へ委託するため、消防業務委託料の増や消防緊急通信指令システム改修のための無線システム改修作業負担金の増などに伴い、全体では2,304万円の増、率では3.3%の増といたしました。

教育費につきましては、一之宮小学校南棟外壁修繕の増や寒川東中学校北棟外壁修繕の増のほか、町営プール建設工事費の償還開始による増や、給食センター運用開始に向けた町立小・中学校配膳室整備設計委託料の増などに伴い、全体では1億5,510万円の増、率では10.8%の増といたしました。

公債費につきましては、元金において、平成17年度及び平成18年度借入れの寒川駅北口土地区画整理事業債や平成28年度借入れの消防自動車購入事業債などの償還終了に伴い983万円の減、率では0.8%の減といたしました。また、利子においては、高利率であった地方債の償還終了などに伴い1,246万円の減、率では26.6%の減といたしました。

なお、ただいま申し上げました歳入歳出の個々の変動等につきましては、12ページから24ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

最後となりますが、本3月会議の冒頭、令和4年度施政方針の中で、町民皆様の生命や財産を守る体制の強化や次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、笑顔で暮らせるまちづくりに向け、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を持って寒川町の未来を切り開いていくと決意すると町長が述べたところであります。

この令和4年度予算を通じて、新型コロナウイルス感染症による影響やウクライナ情勢など、社会経済環境は先行き不透明で厳しい状況にあります。町民からの負託に応えつつ、新たな視点、新たな挑戦に取り組み、議員の皆様をはじめ町民の皆様とともに新しい時代を切り開いていく所存でございます。つきましては、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上、令和4年度予算の概要について、その一端をご説明させていただきました。詳細な点につきましては、配付させていただいております令和4年度予算の概要において、各会計における歳入歳出項目の内訳、あるいは対前年度との比較をはじめ、主要事業におきましては、各事業の財政内訳とともに事業内容の説明も記載してございます。この後各会計の細部の事業項目につきましては、それぞれ担当課等よりご説明させていただきますが、その参考にしていただければと思います。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

【杉崎委員長】 お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

それでは、まず初めに、議会事務局が所管する内容についてお願いしたいと思います。説明をお願いいたします。

大川事務局長。

【大川議会事務局長】 改めまして、おはようございます。それでは、これから議会事務局が所管いたします令和4年度予算の審査をお願いいたします。説明につきましては亀井事務局次長が、ご質問に

は出席職員がお答えいたしますので、よろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明させていただきます。予算書は46、47ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費ですが、議会事務局職員5人分の給料、職員手当等及び共済費の人件費でございます。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等及び共済費でございます。報酬の5,000円の増については、令和5年3月に議会内の役員改選が行われた場合に、2月分の正副議長の報酬について、新旧の正副議長に1日分重複して支給する可能性があるため計上しているものです。共済費につきましては、算定の基準が4月1日現在の議員数となっており、公費負担率は、備考欄に記載のとおり、令和2年度から引き下がり、33.6%から32.2%となっているため減額となっております。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会運営経費でございます。報償費につきましては、各種団体等で開催されます大会や品評会、作品展などの議長賞の記念品代でございます。旅費の費用弁償は、各常任委員会の行政視察のほか、新人議員による秋田県小坂町の最終処分場への行政視察の費用でございます。普通旅費は、各常任委員会、新人議員による秋田県小坂町の最終処分場への行政視察の随伴、その他会議などへの出席に伴う職員分の旅費でございます。費用弁償及び普通旅費の減額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。特別旅費は、各常任委員会の行政視察における執行部職員の旅費でございます。交際費でございます。議会が対応する慶弔関係等の経費で、前年度と同額で計上しております。今年度は2月末現在で16件18万300円の支出がございました。需用費の消耗品費は、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費や事務局に備える各種新聞代、また議会内の改選に伴う議長賞や肖像写真代、そのほか事務用消耗品を計上しております。需用費の食糧費は、来客用、視察来庁時の茶菓子購入代、また寒河江市議会議員の来庁による経費を計上いたしました。令和3年度の視察の受入状況ですが、2月末現在で2件となっております。役員費につきましては、議員控室の光ケーブルによる回線使用料及びロゴチャット使用料でございます。委託料は、議員18人分の定期健康診断と大腸がん検診の委託にかかる経費、また議場及び委員会室の音響システムの保守点検委託で、年2回の保守点検を実施するためのものがございます。使用料及び賃借料は、議長車等の駐車場使用料や有料道路通行料、営業自動車借上料、議会運営委員会、特別委員会や議会改革推進委員会、最終処分場の視察等で使用するためのバスの借上料、またタブレット端末25台分のコンピュータ借上料でございます。負担金補助及び交付金は、会派及び議員に対する政務活動費交付金、神奈川県町村議会議長会やなぎさブロック会議への負担金、また特別委員会視察研修に伴う負担金となっております。4万8,000円の増額は、神奈川県町村議会議長会負担金の人口割の増によるものと特別委員会視察研修に伴う負担金でございます。議長会の主な事業は、議員研修会や事務局職員研修及び議員の表彰関係でございます。

続いて、下表をご覧ください。議会運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は38、

39ページになります。その他の37万2,000円ですが、使用料及び賃借料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費へ充当しております。各議員にご負担いただくタブレットの負担金全議員分で年間36万7,200円、複写費は実績等から年間5,400円を見込んでおります。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会公開事業費でございます。議会議員活動が円滑に行えるよう議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものでございます。需用費の消耗品費は、本会議の会議録を印刷するための用紙代でございます。需用費の印刷製本費は、「議会だより」の印刷製本費で、年4回の発行を予定しております。1ページ当たりの見積単価が下がったことにより減額となっております。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料は、備考欄に記載のとおり3つの委託事業分でございます。1つ目は、本会議や各常任委員会及び予算・決算を含めた特別委員会等の会議の反訳を委託する会議録作成委託、2つ目は、会議録のデータ作成と検索システムを委託する会議録検索システム委託、3つ目は、インターネット配信を委託する議会配信委託でございます。減額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。議会公開事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は36、37ページになります。広告掲載料で「議会だより」印刷製本費に充当しております。こちらは、寒川町「議会だより」へ広告掲載を募集することで、事業者より掲載料をいただくものとなり、平成31年2月1日から施行いたしました寒川町「議会だより」広告掲載要綱に基づくものです。金額は、「議会だより」1号につき2枠あるうちの1枠分4万円の掲載料を、年間発行回数の4回分16万円を歳入として見込み計上したものでございます。

以上をもちまして、議会費の予算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。お疲れさまでございました。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

これより企画部の審査に入っております。まずは企画部企画政策課の審査に入ります。それでは、説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 改めまして、おはようございます。それでは引き続きまして、今、委員長からご案内のありましたとおり、企画部企画政策課の予算の審査をお願いするものでございます。説明につきましては、小林企画政策課長から、また質疑等につきましては、出席職員全体で対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 おはようございます。それでは、企画部企画政策課所管の令和4年度予算に

つきまして、予算書及び予算特別委員会説明資料に基づきご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。予算書は50ページから53ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費及び9目電子計算機費でございます。企画マーケティング担当の所管につきましては私から、ICT推進担当の所管につきましては、村瀬専任主幹よりそれぞれご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

タブレット資料の7分の2ページをご覧ください。企画行革事務経費につきましては、経常的な事務に要する経費でございます。具体的には町総合計画及び町総合戦略のそれぞれの取組において、諮問答申機関、あるいは助言提言機関等として設置しております各種審議会等に係る経費でございます。報酬につきましては、総合計画審議会委員への報酬、報償費につきましては、総合戦略策定等外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼及び同外部委員会の委員に対する記念品代、旅費につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償や企画マーケティング担当の旅費でございます。

令和3年度予算と比較した増減でございますが、備考欄に記載のとおり、報酬につきましては、総合計画審議会委員の区分による増、報償費につきましては、ワークショップ講師謝礼の皆減、旅費につきましては、総合計画審議会委員の旅費経路の変更による減、需用費につきましては、国、県等要望活動消耗品の皆減、役務費につきましては、総合計画に関わるアンケート調査による通信運搬費の皆減によるものでございます。

なお、当該事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の7分の3ページをご覧ください。広域行政推進事業費につきましては、単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るため、スケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございます。負担金補助及び交付金といたしまして、湘南広域都市行政協議会の運営費負担金でございます。令和3年度の新型コロナウイルス感染症による事業実施状況を踏まえて、令和4年度の負担金額を決定いたしております。

なお、当該事業費の財源につきましても、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は7分の4ページをご覧ください。マーケティング推進事業費につきましては、町民のニーズや本質を捉えるためのマーケティングリサーチを実施し、施策へ反映することで町民皆様の満足度向上を図るものでございます。報償費につきましては、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼、旅費につきましては、企画マーケティング担当職員の旅費、役務費につきましては、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼の郵送料、委託料につきましては、マーケティング研修委託料でございます。令和3年度予算との比較でございますが、報償費につきましては、マーケティングマネージャー1名を登用しないことによる減、役務費につきましては、eマーケティングリサーチ制度登録者増による通信運搬費の増、委託料につきましては、新たにマーケティングのスキルを身につけ戦略的に業務に取り組めるよう、企画政策課職員の研修を実施するため皆増するものでございます。

なお、目を広報情報費から企画費に移管しております。

【杉崎委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 続きまして、タブレット資料は7分の5ページをご覧ください。ICT推進担当

所管のICT活用事業費でございますが、行政手続の電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に実施していくための経費でございます。旅費につきましては、各種会議の出席に係る職員の普通旅費、需用費は、プリンタのカートリッジや記録媒体等コンピュータ周辺機器に関する消耗品費、役務費は、役場庁舎ネットワークと町内各公共施設等を接続するための回線経費やウェブ会議ツール、モバイルルータ、ビジネスチャットツールなどの通信運搬費、委託料は、町情報セキュリティの確保やICT利活用に係る委託料でございますが、備考欄記載のとおり、情報セキュリティ対策の支払い科目の変更、神奈川情報セキュリティクラウドに係るユーザー数の減少や内容の変更、職員ポータル構築完了、テレワーク環境の無償使用の継続などにより減となっております。使用料及び賃借料は、サーバやノートパソコン等のコンピュータ借上料でございますが、備考欄記載のとおり補助事業により購入したネットワーク機器の保守期限到来による機器更新により増となっております。負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

なお、目を08広報情報費から07企画費に移管しております。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は36から39ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめてご説明いたしますが、充当先は役務費、委託料、使用料及び賃借料に合計で139万円を充当しており、本事業における一般財源は5,466万2,000円でございます。

続きまして、予算書は52ページから53ページの2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は7分の6ページをご覧ください。コンピュータ利用事業費でございますが、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため円滑な事務の執行に資するよう、コンピュータを効率的に運用、活用していくための経費でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員1名分の報酬及び時間外勤務手当、職員手当等は、同職員の期末勤勉手当、共済費は、同職員の社会保険料、旅費は、同職員の通勤手当及びICT推進担当職員の普通旅費、需用費消耗品費は、電算処理に係る用紙代やトナー代など、役務費は、通信運搬費でございますが、備考欄に記載のとおり、住民データのオンラインバックアップ費用を住民情報システムの更新契約に内包したことにより皆減となっております。委託料は、住民情報システムの運用等に係る委託料、使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺機器のコンピュータ借上料でございますが、備考欄記載のとおり、機器更新時の構成見直しや再リースの活用により減となっております。負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金及び交付金でございますが、備考欄記載のとおり、マイナンバー連携システムにおける次期中間サーバ更改作業完了により減となっております。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は36から39ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめてご説明いたしますが、充当先は使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金に合計で9万5,000円を充当しており、本事業における一般財源は6,289万9,000円でございます。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 最後に、歳入の一般財源分につきましてご説明させていただきます。

タブレット資料は7分の7ページ、予算書は34ページから35ページの16款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入のうち総合計画書等売払収入でございます。こちらは総合計画書等の販売による収入に関する計上でございますが、寒川町総合計画2040は製本せず、販売をしてございませんので、皆減としております。

以上、企画政策課の令和4年度予算のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

関口委員。

【関口委員】 先ほど町長からも冒頭の挨拶がありましたし、それから企画部長からも予算の概要ということでの話をいただきましたけども、2040を見据えて、実現に向けての第1回目の当初予算になるわけですけども、2040を見据えてということで、各課がいろんな意味で慎重に積算をしながら今回予算が出来上がってきていると思うんですけども、総合計画を持っている企画政策課として、どのような形で予算編成の全体像を見ながら、各課にいろんな意味での指示であったり、またどういう形でこの予算編成の中で絡んで一つ一つ総合計画の実現に向けての動き出しをされてきたのか、どのような形で関わってきて、令和4年度の予算編成になってきたのか、実際に課長が全体を見ながらやってきていると思うので、その辺の見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 今までの予算ですと、例えば令和3年度事業を実施した後、事後評価しか行っていませんでした。ということは、事後評価ということは、例えば令和3年度においては、令和4年度に入ってから令和3年度の事後評価を行って、それを次の年の予算編成に反映させるということで、1年遅れを取るような形でずっと来ていましたが、今年については、事中評価というものを入れさせていただきました。7月と10月にそれぞれ2回事中評価を入れて、その年度途中の事業進捗のヒアリングを行いました。7月については、町長を頭にヒアリングを行い、10月については、副町長を中心にヒアリングを行いました。そこでそれぞれの施策、また事務事業、その辺の課題のヒアリングをして年度途中に改善できるものはしていきましょうと、そういうヒアリングを行ったものを今回それぞれ令和4年度の予算に反映できるものは反映するという形で、今回総合計画の進行管理を行ってございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。今回の動き出しというのは、ある意味でいうと、前年度というか、決算を見た上で、どうそれを評価して、課題を見つけて、それを新たな予算にということにするわけですけども、今回の場合はその前じゃなくて、2040を掲げていく上では、スタートというのが、歩み出しが非常にそういう意味では難しいということで、ここで言われる事中評価ということで7月、10月にやる、これは非常にいいことかなと思います。

いずれにしても、我々もそうですけども、町の事業をやっていく上では、とにかくプラスの部分についてもマイナスの部分についても、事業100%を目指して町民の皆さんにどういうふう喜んでいただ

けるかということを目指してやっていくわけですが、必ずそこには動いた状況の中から課題を見いだして、その解決に向けて事を進めるというのが大事なことになってくるのかなと、プラスの部分でもマイナスの部分でも必ず課題はあると思う。それをどうやって見いだして、翌年度その課題を解決していくか、翌年度できなければ2年後、3年後ということにもなると思うんですけども、そういった意味では、企画が中心になって事を進めていかなければならないと思いますので、各課に対する指示にしても、それから各課との調整にしても、そういった意味では2040の動き出しが非常に大事だと思いますので、この1年間をどう動くかということが大きな課題になってくると思いますので、そういった意味では今年7月、10月にやるということですね。そうでなくて去年の7月、10月ですか。だからこれが1つの実績として来年度予算につながっていくわけですので、そういった意味ではしっかりとこの段階での各課調整を翌年度に生かしていくための課題をしっかりと見いだすような形を含めて、連携、それから協議を重ねていただけたらと思いますので、最後の話が詰めの話じゃなくて申し訳ないですけど、総合計画の大事なスタートになりますので、そういう意味では、しっかりと連携協力というものを積み重ねていってもらいたいと思いますので、もう一度見解をいただいて終わりにします。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 説明が足りなくて申し訳ございません。令和3年度の事業について、昨年7月にスタートしてすぐ3か月の結果をもってヒアリングを行い、また半年をもって事中評価を行いました。今後令和3年度事業を4月に入ったら事後評価ということで、もう一度評価をさせていただきます。また、令和4年度事業については、4月から当然スタートするわけですが、その7月にすぐに事中評価ということでヒアリングを実施していきたいと考えてございます。ですので、今、関口委員がおっしゃったように、課題を解決すべくスピード感を持って対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 ご意見ありがとうございました。私も、令和3年度にスタートした2040の計画につきましても、これまでは、財政のほうの話になってしまうんですが、細かく要求書に基づいて査定してきたところではありますが、そういうことではなく、事業の本質を見極めるために、目的化したKPIの指標ですけども、その達成度がどうであるかといった査定を今回中心にやらせていただきました。その査定で一番注目したところは、今、課長がお話した7月と10月にやった中間的な事中評価、これにどういう効果があったのか、効果がないのであれば、何らかの改善が必要だということの中で、査定の中でも様々な議論をさせていただいたところがございます。

本日から審査をお願いする令和4年度予算につきましても、それが生かされたものという形で、それぞれの所管部として与えられた配分調整の中で、いかにそれを達成していくか、それぞれ現場の知恵を出し合っただけでこの予算はつくられているということでございます。今後につきましても、2040の計画を着実に達成するために企画部は全体的な方向性を管理していきたいと思いますが、現場は現場として、それぞれ所管課がそれぞれの知恵を絞っていただきたいと思っています。総合力で対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 7分の4ページで、マーケティング推進事業費関連なんですけど、幾つかありますので、お答えいただければと思います。マーケティングマネージャーを雇わないということは、ある程度ノウハウを吸収できたと認識してよろしいのかというのがまず1点目です。それから、マーケティングの研修を行うと委託料のところでありますけれども、どのような内容の研修を行うのか教えてください。それから、eモニターについてなんですけど、eモニターは今本当にいいデータがとれているなと思いますけど、令和4年度でモニターの数、男女別、年代別を10歳刻みで大体どのくらいの数を考えているのか、それをお聞かせください。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 マーケティングマネージャーの登用についてでございます。こちらについては、平成29年からマネージャーは採用させていただいておりました。今年度から広報戦略課と企画政策課1名ずつということで、どちらかという企画はブランドの知識を推進するためのマネージャーさんで、広報戦略課は技術、いわゆるデザイン系のマネージャーさんということで、分けて登用をさせていただいておりました。

委員おっしゃるとおり、企画サイドのマネージャーさんのノウハウについては、ある程度のノウハウは習得したといった中で、今後必要となってくるものをより具体的にというところを研修で補っていきたいという考えでございます。ですので、全体的なノウハウについては、ある程度習得させていただいたので、よりその先に進むために必要な部分を研修等を行って補っていきたいという考えでございます。ですので、マネージャーさんとはここで全て切れたわけではなく、今後必要に応じてまたマネージャーさんに相談することはあろうかと思いますが、一旦この形式の登用の仕方はここで区切りをつけるということでございます。

2点目の研修内容でございますが、今の話と通ずるところはあるんですけども、マネージャーさんを登用しないで、今度ノウハウを習得した中で、この部分を具体的に細かくというところを今回研修を行っていききたい、うちの予算で持っているものについては、企画政策課の職員に対しての研修を行っていききたいと思っております。具体的には今のマネージャーさんからはブランドを進めるためにはこういうことが必要と、全体のところはいろいろ教えていただいたところがあるんですけども、もう一度突き詰めてマーケティングについての基本の枠組みであるとか、マーケティングの戦略と計画であるとか、その辺の研修を今回令和4年度で行っていききたいと考えてございます。

それとeモニターにつきましては、令和4年3月10日、昨日時点で304名でございます。

【杉崎委員長】 山下主査。

【山下主査】 現在の内訳でございますが、10代が2名、20代が22名、30代が82名、40代が108名、50代が45名、60代が32名、70代が10名、80代が2名となっております。内訳としては、40代の方が35%、30代の方が27%、50代の方が約15%と、若い方中心に登録していただいている状況です。

以上です。

【杉崎委員長】 男女比率は。

山下主査。

【山下主査】 男女比率につきましては、女性が約70%で212名、男性が約30%で91名、その他の方が0.3%で1名という形になっております。

以上です。

【杉崎委員長】 年代別で出ますか、男女の。

山下主査。

【山下主査】 失礼いたしました。それでは、年代別に男女別でご報告させていただきます。10代につきましては、男性が1名、女性が1名の計2名でございます。20代につきましては、男性が6名、女性が16名の22名です。30代につきましては、男性が18名、女性が64名で計82名です。40代が男性が27名、女性が81名で108名、50代が男性が14名、女性が30名、その他の方が1名の計45名でございます。60代の方が男性女性共に16名計32名でございます。70代が男性が7名、女性が3名の計10名、80代が男性が2名で、女性の方がいらっしゃらないので、合計2名の合計で304名の登録となっております。

以上です。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。まず、最初の質問、マーケティングマネージャーを登用しないこと、ある程度ノウハウを吸収されたということで、今後マーケティングの研修でというのは分かりましたが、では、今後のブランドを確立していく中で、令和4年度のKG Iをどう設定しているのか、それについてのKPIをどう考えているのか教えてください。

それから、デジタルプロモーションが非常に弱点だと思っています。この部分をどのように補っていくつもりなのか、お考えがあればお聞かせください。

それから、マーケティングの研修についてですけれども、基本的にマーケティングストラテジーみたいなことを学ぶと、基本を学ぶと言っていますけれども、全く基本に戻るということは、そもそもずっと基本はやっていなかったのでしょうかというところにちょっと疑問を抱いてしまいましたが、それについてのお答えをお願いします。

それから、マーケティングのeモニターについては分かりました。また別の場面で質問させていただきたいと思いますので、eモニターについては結構でございます。

以上、お願いいたします。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 順番が前後しますが、まず基本を今までやっていなかったのかという誤解を招くような説明をしてしまいました。今までマネージャーを登用して、いろいろノウハウを吸収した中で課題というものも出てまいりました。その課題を克服するといったところでのそれを補う研修ということでございます。例えば課題は幾つか出てきたんですけれども、これから新たな施策というものを確立していくわけですが、その中で例えば外部登用の方ですと、行政の仕組みというものとなかなか合わないところもあって、行政は見直すところは見直していかなきゃいけないんですけれども、そういうところをクリアしていかないですとか、例えば野球、最近ある球団が走塁については、野球のコーチ以外の走るに特化したコーチを採用するですとか、そういうことがあろうかと思うんですけれども、そういうところですね。例えば走塁は重要なんだと、でも、その中身については具体的などころまではマネージ

ヤーが全てを補うことができなかつたので、そういうところを突き詰めて研修で補っていきたいという考えでございます。

【杉崎委員長】 山下主査。

【山下主査】 ブランディングのKGI、KPIにつきましては、KGIは総合計画で掲げている人口だとか、転入者などが当たるかと考えております。KPIにつきましては、ブランド推進のための施策を構築していくんですが、施策ごとにKPIを設定していくものと考えております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 デジタルプロモーションは答弁できますか。

小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 すみません。デジタルプロモーションなんですけども、具体的に、すみません。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 要はデジタルプロモーションがすごく弱かつたと思っています。なので、デジタルプロモーションを、マーケティングマネージャーがあまり僕は強くなかつたと思っているので、そのところを強化するようなことをお考えなのか、それをマーケティングの研修で補っていくという考え方はあるのかという意味で聞いたんです。それをまずお答えいただきたいなというのと、すみません。KPI、KGIについては回答が違つたので、いいです。取りあえず大体お考えになっているんだなというところで今はとどめておきますので、デジタルプロモーションについて、研修という形で何か突き詰めていくのか、それとも課題があつたのか、どう思っているのか、そこをお聞かせください。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 デジタルプロモーションについては、現時点では企画サイドとしては、その辺の研修については考えてはございません。ただ、そこが足りているという意味ではございません。デジタルプロモーションにつきましては、デザイン系も含めて広報戦略のマネージャーさんは、これから説明はありますけれども、残る予定ではございますので、その辺と連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 今のマーケティング推進事業は、横手委員がほとんど聞いているんですけど、今も1名登用しなかつた理由も分かりましたし、ノウハウについても流れ的に分かつたんですけども、今回この予算を組み立てた中で、ノウハウを生かした政策というのは具体的なものがあればお聞かせ願いたいんですけど。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 今企画政策課もですけども、別にPT、プロジェクトチームということで、若い職員を集めてブランドの施策について調査検討を行つてございます。その中で、来年について予算化した新たな施策というものはまだ検討中ということで、具体的なものはございませんが、今後既存の

事業にブランドの『「高座」のころ。』、そういうものを取り入れていくのと併せて、新たなブランド施策というものをつくり上げていくべく研修等を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 今聞いた中ですと、『「高座」のころ。』を中心にしてということなんですが、また新たなブランドというのを別路線でブランド化しているのを考えているのかということを知りたいんですけど。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 当然ブランドに特化した新たな施策というものを考えてございます。それと併せて既存の事業にどんなふうにもそのエッセンスを加えていけるか、そういうものも併せて検討しているところでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 山下主査。

【山下主査】 補足でご説明させていただきます。プロジェクトチームで今年度考えてきた施策については、まだ現在構築中でございますが、令和元年度に検討してきた内容で1つ予算化されているものがございまして、ブランド推進につきましては、寒川町はいい町だと認知していただくことを目的に推進しております。そこで、婚姻届などをご提出していただいたお二人の方にプレゼントをお渡しするという取組を予算化しているところでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうすると、今、課長がおっしゃった回答を聞きますと、やはり『「高座」のころ。』というのが、まずブランド化という意味で高めていくというのが大きな1つの目標として、自分のイメージとしては、そのブランド化を高めるための新しい施策ということで、全体的に最後は一本化になるというようなイメージなんですかね。お聞かせください。

【杉崎委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 ブランドスローガンとして『「高座」のころ。』というものを設定してございますので、そこに向けて一本化というか、それをスローガンとした施策を今後進めていくということでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

続きまして、企画部財政課の審査に入ります。それでは、説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。ただいま委員長からご案内のありましたとおり、続きましては財政課の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては関根財政課長から、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 それでは、企画部財政課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考資料）により説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

予算書は48から51ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

こちらは財政事務を行うための財政事務経費となりまして、旅費につきましては、県庁等への職員の旅費、需用費の消耗品費は、地方債や交付税といった参考図書購入費用、委託料は、統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料、使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料で、財源は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、ふるさと納税推進事業費になります。こちらの事業内容は、町外の方から町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード等の決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。需用費の印刷製本費は、ふるさと納税していただいた方に対するお礼状の制作料、役務費は、クレジットカード等の決済環境利用料、サイト掲載手数料、委託料は、返礼品の調達、手配、発送などの委託業務に対するものとなっております。

なお、令和2年度9月より掲載サイトを増やしたことにより、インターネット上の窓口サイトを3サイトで運用してきており、近年の寄附額の実績などから寄附金の増を見込み事業費を増額いたしました。

なお、特定財源は歳入番号①、予算書34から37ページのまちづくり寄附金5,179万円のうち2,335万5,000円を本事業に充当するほか、まちづくり基金積立金へ2,764万5,000円、地域保健医療体制充実事業費の湘南看護専門学校新設支援補助金に79万円を充当しております。まちづくり寄附金につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、近年の実績などにより前年度より1,000万円の増と見込んでおります。

次に、タブレット資料4ページ、財政調整基金積立金になります。予算計上額は預金利子分で、直近の定期預金利子を参考に計上しております。

下表の財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの利子及び配当金の1行目、財政調整基金利子17万3,000円となります。

次に、タブレット資料5ページ、公共施設整備基金積立金になります。財政調整基金積立金と同様に予算計上額は預金利子分となります。

下表の特定財源は、歳入番号①、予算書34、35ページの公共施設整備基金利子の1,000円となります。

次に、タブレット資料6ページ、減災基金積立金になります。こちらも預金利子分となります。特定財源は、歳入番号①、予算書34、35ページの減災基金利子の6,000円となります。

次に、タブレット資料7ページ、まちづくり基金積立金になります。こちらは預金利子分のほかにふるさと納税などによるまちづくり寄附金を積み立てるもので、ふるさと納税による寄附金の増を見込んだことによる増でございます。

下表の特定財源でございますが、歳入番号①は、予算書34、35ページのまちづくり基金利子の6万3,000円と歳入番号②は、34ページから37ページのまちづくり寄附金のうち本事業へ2,764万5,000円を充当しております。

次に、タブレット資料8ページの土地開発基金繰出金になります。他の基金積立金と同様に予算計上額は預金利子分を計上しております。特定財源は歳入番号①、予算書34、35ページの土地開発基金利子1万1,000円となります。

次に、予算書は56、57ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は9ページをご覧ください。契約検査事務経費ですが、町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等は契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。1節報酬につきましては、隔年で実施しております電子入札共同システムの定期申請の年であるため、会計年度任用職員の報酬が皆増、報償費は、優良建設工事の表彰記念品購入、旅費は、電子入札事務や検査事務の職員旅費、需用費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報交換システムの利用料、負担金補助及び交付金は、電子入札共同システム事業の運用に係る負担金などとなっております。

続きまして、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は36から39ページ、下水道事業事務費負担金につきましては、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に特定財源として17万7,000円を充当しており、その他の充当事業につきましては、下段の内訳をご参照ください。

次に、予算書は11款まで飛びまして、98、99ページ、11款公債費1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。町債償還元金となります。償還終了の事業債があることに伴い減となるもので、財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、予算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。町債償還利子となります。高利率であった地方債の償還終了や償還年数の経過に伴い、利子分が減少したことにより減としており、財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。当初予算額といたしまして、前年度同様5,000万円を計上しております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は13ページ、予算書は20、21ページの2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税でございます。こちらは実績などから2,300万円を計上しております。

続きまして、予算書は20から23ページの2項1目自動車重量譲与税で、実績などから7,000万円を計上しております。

続きまして、3項1目森林環境譲与税につきましては、令和6年度まで段階的に譲与税額が上がる仕組みとなっていることから、501万円を計上しております。

次に、3款1項1目利子割交付金でございます。実績などから300万円を計上しております。

続きまして、4款1項1目配当割交付金でございます。実績などから3,000万円を計上しております。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございます。実績などを勘案し2,500万円を計上しております。

次に、6款1項1目法人事業税交付金につきましては、令和3年度の実績等を参考に7,000万円を計上しております。

続きまして、7款1項1目地方消費税交付金でございます。こちらは実績などから9億5,000万円を計上しております。

次に、8款1項1目環境性能割交付金は、実績を勘案し2,000万円を計上しております。

次に、予算書は22ページから25ページの9款1項1目地方特例交付金でございます。住宅ローン控除の減収補填措置分でございます。近年の傾向を勘案し6,000万円を計上しております。

次に、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置分の科目設定として、1,000円を計上しております。なお、交付の際には補正で対応してまいります。

次に、10款1項1目地方交付税でございます。普通交付税につきましては、不交付が続くと見込み計上せず、特別交付税については昨年同様100万円を見込んでおります。

次に、11款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては、近年の傾向を勘案し600万円を計上しております。

続きまして、予算書は30、31ページの15款県支出金1項県負担金3目市町村移譲事務交付金275万6,000円でございます。こちらは県の事務の一部を町が移譲を受け処理することした事務に要する経費について、県から交付を受けるものでございます。内容は、旅券の発給申請の受理、鳥獣捕獲の許可、都市計画関係の許可等、福祉関係書類の受理や経由等などでございます。

次に、予算書は32、33ページの2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の3つ目の市町村事業推進交付金58万円でございます。有害鳥獣等対策事業費及び青少年健全育成事業費などへの補助金で、補助割合は2分の1となっております。各充当事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲1に掲載しております。

次に、7目1節市町村自治基盤強化総合補助金786万円でございます。こちらは県独自の補助金で、地域主権社会の実現に向け市町村の自主性、主体性を尊重し、権限移譲への取組や広域で行う事業などのために補助されるもので、補助割合は2分の1から3分の1となっております。各事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲2をご覧ください。

続きまして、予算書は34、35ページをご覧ください。16款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金の一番下の株式配当金でございます。例年配当いただいております三光化学工業株式会社様分の配当を計上しており、その配当金につきましては、寄附者の篤志を尊重し、中学校費の教育活動充実事業費に全額充当しております。

次に、2項財産売払収入1目物品売払収入の下から4行目、予算書等売払収入の3,000円でございます。

続きまして、予算書は36、37ページ、タブレット資料は14ページをご覧ください。18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、3億7,600万円を計上してございます。財源の年度間変動に対応する目的で繰り入れるもので、財源不足を補うため前年度より1億7,400万円の減、率にして31.6%の減としております。

続きまして、2目まちづくり基金繰入金は、2,470万6,000円を計上、こちらはふるさと納税をはじめ町への寄附を一旦積み立て、寄附者の意向を踏まえ事業財源として繰り入れるものでございます。充当先は広報プロモーション活動事業費ほか15事業に充当してございます。その他の事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲3をご覧ください。

なお、各事業の事業内容につきましては、充当先が所管になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、19款1項1目繰越金前年度繰越金2億8,000万円でございます。こちらは決算上の剰余金を見込んでいるものでございます。

続きまして、20款諸収入4項1目雑入、予算書は38、39ページ、7節雑入の上から2番目の市町村振興協会市町村交付金1,215万9,000円でございます。ハロウィンジャンボ宝くじの収益金でございますが、この収益金が市町村に配分されるものでございます。

最後に、21款1項町債でございます。町債につきましては、道路橋りょう事業債ほか2事業に対し、総額5億8,250万円の借入れを予定してございます。

なお、各事業債を借り入れる事業の詳細につきましては、所管課からの説明になりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手でお願いします。

山上委員。

【山上委員】 それでは、質疑させていただきたいと思います。私は1点だけです。資料の15分の3なんですけど、ふるさと納税の推進事業費に関してです。まず、こちらは町外の方で、減税、または返礼品を目的にというところでやられている方がいらっしゃると思うんですが、まず令和4年度の返礼品の予定というのは、どういったものがありますでしょうか。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 令和4年度の返礼品の予定品目ということかと思えます。返礼品につきましては、地場産品ということで縛りがかかっているというところがありますので、基本的には現在返礼品として登録しているものに加えて、また、関係団体等と調整を図りながら地場産品等の発掘に努め、品目の拡大を図っていきたいと考えてございます。まだ現在調整中というところもありますので、具体的な品目については遠慮させていただきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 私の知る限りでは、多分花卉、あとは果樹等なのかなと思っています。そこで工業製品というのは町では考えられますかね。それと返礼品として採用できる規定というのを、先ほどお話し

出ていたんですが、教えていただけたらと思います。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 品目としては花卉、果樹のほかに飲料水等が今ございます。また、工業品等につきましても、ふるさと納税の縛りに合ったものであれば、例えば製品がありまして、その製品の主要な部分を町内の企業さんが制作されているということであって、その企業さんも、それをふるさと納税としてご協力いただけるというような状況が整えば、追加していく可能性はあるかなと考えております。また、ちょっと蛇足になりますが、物品ばかりではなく、例えば施設の利用だとか、体験だとか、そういうものも、ふるさと納税の品目拡大という意味では、考えられるかなというところがありまして、そこは今後の調整次第かなと感じてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 魅力あるまちづくり、それに対してふるさと納税をやってみようかという考え方もあるかと思っておりますので、ぜひとも庁内全職員で、そういった魅力あるまちづくりを進めて、ふるさと納税を令和3年度に比べて1,000万円増やしているということですので、1,000万円を上回るような歳入があるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 ありがとうございます。ふるさと納税につきましては、町総合計画2040第1次実施計画で、令和4年度の目標といたしまして、返礼品の品目としては105品目で、寄附の受入金額としては目標額が4,000万円ということで設定してございます。それに対しまして、直近の登録品目でございますが、昨日の段階で119品目、寄附の受入額につきましては、まだ令和3年度中でございますので、令和2年度の決算を参考に申し上げますと、4,270万円ほどということで、実施計画の目標とする数値については、おおむね達成できるだろうとは考えてございます。ただし、返礼品の品目、特に花卉、果樹といった季節物に対しては、通年安定した品目が確保されるものではなくて、どうしても増減するといったところもありますので、品目については拡充できるように、関係課も含めまして対外的なところ、関係団体も含めてなるべく品目は増やして、魅力ある寒川というものをふるさと納税を通じて全国にお知らせできればいいかなと思っておりますので、今回計上させていただいております寄附の受入金額につきましても、そこは必ず達成するんだという意気込みでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 私は、このふるさと納税推進事業費についてお聞きします。寄附額が増額の見込みと書いてあって、委託料が増えて、先ほども説明を受けていて、サイト数を増やしたということなんですけども、ほかに増額の根拠というものはあるんでしょうか。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 増額の根拠といたしましては、先ほどもご説明したとおり、令和2年9月に1つ

サイトを増やした、年度途中で増やしたといったところが大きくございます。返礼品については、多少の入替え等ではありますが、今後も継続して拡大できるようにと考えてございます。増額につきましては、サイトが増えたことによる閲覧数の増というところが大きいのかなと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 昨日実を言うと自分もホームページを見て、非常に魅力的な返礼品を見たんですけど、手づくりのものを返礼品とかという、これはいいなと思ったんですけど、この取組については、確かにサイトを増やしたということで増額を見込んでいるんですけども、その手数料が余計にかかるわけじゃないですか。その分の費用対効果ということについては、この予算についてはどう見込んでいるのかということをお聞きします。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 青木委員がおっしゃってくださったように、単にサイトを増やせば寄附額が上がるだけではなくて、増やしたことによって委託料等の事業費がかかってまいります。ですので、拡大する方向のみでいくと、費用ばかりかかってしまうというようなこともございますので、その辺りは寄附額と、あとサイト運営の状況等を勘案して、今後サイトを増やすかどうかということについては、全体を見た上で判断すべきではないかと考えてございます。

令和2年度決算でも申し上げましたとおり、税額控除等で逆に流出している金額のほうがまだ超過しているというような状況でございます。ただ、じゃ、寒川町は何もふるさと納税をしなくていいのか、もし仮にやらなかったとなると、税額控除の分だけが丸々損失という形になってまいります。令和2年度決算の状況でいえば、ふるさと納税の事業費で2,000万円ほどかかっているという形になっております。また、それに対して寄附額は4,300万円ほどというところでありますが、それに対して税額控除も5,400万円というところがあります。税額控除の額と事業費というマイナスに対しての寄附額をトータルで考える、まだ3,000万円ほど令和2年度だけでマイナスという状況にあります。ただ、何もしなかったとなると、税額控除の5,400万円ほどのマイナスとなっておりますので、少しでもふるさと納税をして、町の魅力もアピールできるといった他の効果も見据えて、現状取り組んでいるようなところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 なかなか厳しい状況だというのは、今聞いた中で分かりましたけども、費用対効果的なものでいくと、先ほどもマーケティングの推進事業費の中で、ノウハウを生かして技術的なものは今もいるんですけども、実際のところ、ホームページで直営みたいな感じでやれば、委託料というものもかからないですし、将来的にはプラスになっていくんじゃないかなという考えもあるんですけども、その点についての見解をお聞かせください。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 委託ではなくて直営だったらどうかというようなご意見かと思えます。ただ、直営となると、職員がそこにつき切りになるといったところもあります。そうすると人件費に跳ね返って

くるというところもありますし、今限られた職員数で様々な事業に対応しているというような状況もございますので、なかなか直営にかじを切るというのは現状難しいかなと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 タブレット9ページ、契約検査の関係なんだけれども、ずっとこのところ地元業者の成長というのは、本当にいい具合にいい形で技術的にも伸びてきていただいていると思いますので、そういう点では、ある意味でいうと大事な表彰であったり、検査であったりと思うんですけども、さらなる業者の技術向上であったり、それから事業所の発展だったりということをお願いわけですけども、ここ何年か見ていると、表彰がすごく多いような気がするんですよ。基準がどういう形になっているのか、ずっと変わらない基準でもってやられているのか、その点についてまずお聞かせ願いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 町の優良工事の表彰の基準ということでございますが、基準につきましては、このところ変わってはございません。ですので、技術力が年々底上げされてきているというところもあり、基準を満たす案件が増えてきているのかなというところが実感として感じております。ただ、件数が多ければいいのかということもありますので、優良工事表彰の在り方、今後の表彰基準というものについては、見直しも検討していく必要も出てくるのかと思ってございます。ただ、いつの時点でという切り替えの基準と時期についても、考えていかなきゃいけないかなとは考えておりますので、その辺りにつきましては、今後検討させていただければと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 私はそこを求めようと思ったんだけど、課長に基準の見直し云々という話まで出していただきましたけども、表彰を受けていただく、表彰が目的でやっているんじゃないと思いますけども、業者さんは。そうじゃなくて、いい仕事をして、社会的にも認められるということが大事だと思いますから、目的はそこじゃないのかもしれませんが、ただ、一定の基準の中でやってくると、今の寒川の業者さんからすると、皆さんがいい事業をやりますので、そういう意味では地元業者さんに本当に成長していただいているということはよく分かるし、でも、さらにいい仕事を、また社会的にも認められる事業所になっていただきたいということからすると、簡単に取れるものではなくて、なかなか厳しくて取れないよと、寒川では点数基準がなかなか思うようにいかないんだよ、うちの場合も、今までは取れていたんだけども、なかなか取りにくくなったという、そこにまたある意味でいうとぬるま湯に漬かるんじゃないかと、さらなる向上が見えてくるのではないかなという気がしますので、先ほども言いましたけども、2040がスタートしていく中で、さらなるものを求めていく上では、そういう基準というものもさらにアップしていただくための方策として、手を加えていくということも大事なんではないかなと、そういう気がしますので、見直しというと語弊がありますけども、手を加えてさらなる向上のためにもう一工夫するということが大事だと思いますので、業者さんをいじめるとか、そういうことじゃな

くして、そのところは高い志の下にやっつけていかなければいけないと思いますので、それについてもう一工夫していくということをお願いしたいなと思いますので、その点についてもう一度見解をいただいて、終わりにします。

【杉崎委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 ご意見ありがとうございます。優良工事表彰につきましては、それを受けられた実績のある業者さんに、そこだけに限定して新たに工事を発注するというようなところもあって、優良工事表彰を受けられるように施工を丁寧に頑張っけてやっつけていこうというインセンティブにはなっているかなと思います。

ただ、このところクリアする、基準を達成する業者さんが多いから、じゃ、ある程度厳しくしようかという、今度、委員もおっしゃられたように、昨年度までだったらクリアできたレベルが、もっとやらないと達成できなくなってきた、厳しいなということになって、結果、優良工事表彰を受けるところがかなり少なくなってしまうとなると、今度優良工事を受けたところに限定した発注というものも厳しくなってくるかなという側面もありますので、その辺りは、うまいあんばいといいますか、どの辺りが適正で優良工事表彰の基準として望ましいのかといったところは、今後課題として捉えて、正すべきところは正すという視点で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これにて質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

次に、企画部広報戦略課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、引き続きよろしく願いいたします。企画部最後となります広報戦略課の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては、青木広報戦略課長から、また質疑等については、出席職員全員で対応いたしますので、よろしく願い申し上げます。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和4年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております予算書及び予算の概要、また、タブレットのファイル番号については、04-4広報戦略課にございます予算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきます。

予算書については、52ページから53ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをお開きください。広報プロモーション担当所管の広報プロモーション活動事業費でございます。この事業は、広報紙、広報版、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と町の認知度向上に

よって、ターゲットとなる人たちの移住定住の可能性を高めるために、町のブランディングにのっとった効果的な情報発信とコミュニケーション活動を行うものでございます。

7節報償費については、様々な媒体への可視化をはじめとするデザイン業務をメインとしたマーケティングマネージャー1名の謝礼でございます。

次に、8節旅費については、神奈川県市町村広報広聴連絡会や移住定住関連の会議等の出席に係る職員の普通旅費、10節需用費の消耗品は、ブランド醸成活動や広報掲示板用の消耗品でございます。前年度からの比較で増となっている理由は、備考欄に記載のとおりですが、ブランドを体現化した取組として、婚姻届等を提出された方を対象に、お二人のお気に入りの写真と氏が変わって初めての署名で飾った広報紙の表紙をオリジナルで作成した上、それを届出した月の「広報さむかわ」にくるみ、オンラインの広報紙としてフォトフレームとともにお祝いの記念にお渡しするという（仮称）思い出広報の新規展開によるものでございます。予算額の内容は、フォトフレームや表紙用の用紙、梱包用段ボール等に係るものでございます。

次の印刷製本費は、『「高座」のころ。』ガイドブックの更新増冊分でございます。次の11節役務費は、通信運搬費、保険料及び広告料でございます。通信運搬費につきましては、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料をはじめ、先ほど触れました新たな取組（仮称）思い出広報に係る記念品の郵送料、加えて、町総合計画2040第1次実施計画で目標指標としております町民のブランドスローガン認知度を補足するため、隔年で実施しますブランド浸透度調査の調査票等の郵送料でございます。保険料につきましては、役場前交差点付近の3面啓発灯の保険料、広告料については、移住定住の促進に向けターゲットとしている町外の方や、実際に移住を検討している方に対する直接的遡求活動の強化を図るため実施している、住宅情報サイト広告及びSNS広告等の展開に係るものでございます。前年度と比較して増となっている理由は、新たな取組（仮称）思い出広報の展開とブランド浸透度調査の皆増によるものでございます。12節委託料は、「広報さむかわ」制作業務のほか町ホームページやメール配信サービスの運用業務、広報紙等の全戸配布業務、移住ポータルサイトの保守業務、『「高座」のころ。』推進実行委員会の委託料、地域コミュニティ放送を活用した広報番組制作業務に係るもの、さらに来年度の新たな取組として実施いたしますホームページのリニューアル業務委託の全部で8本でございます。

なお、ホームページのリニューアルにつきましては、昨今のコロナ禍や台風等の自然災害の頻発化により、町ホームページ利用の需要が高まっている状況を背景に、より見やすく、使いやすいサイトの実現に向けて、これまでの課題の解消を図るため実施するものでございます。想定しております主な改修内容については、各種情報カテゴリ設計の見直し、検索機能と回遊性の強化、利用実態を踏まえたスマートフォン版への対応、それとデザイン変更の大きく4つの視点からリニューアルを進めていくものでございます。前年度との比較で増となっている理由についても、この取組によるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料は、新聞等の著作物複製利用料とブランドの可視化や動画編集に資するソフトライセンス使用料でございます。次の17節備品購入費は、令和3年度におきまして情報発信力の強化を図るため、動画編集用のパソコン等の整備として予算計上しておりましたが、それが完了したことによる皆減でございます。令和4年度の予算計上はございません。次の18節負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本広報協会への負担金となっております。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。まず歳入番号①、予算書は32ページから33ページの県支出金自衛官募集事務委託金については、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち、広報紙への記事掲載に対して配分されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号②、予算書は36ページから37ページの繰入金まちづくり基金繰入金については、先ほど財政課でまとめてご説明したのようになりますが、ふるさと納税等の寄附金のうち90万6,000円を、新たな取組であります（仮称）思い出広報の消耗品に充当しております。これにより新たな取組を町単独ではなく、寒川町を応援してくれている全国の方のご厚意とともに展開していきたいと考えております。

続いて、歳入番号③、予算書は同じく36ページから37ページの諸収入広報掲載料については、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじ及び新市町村振興宝くじ、通称ハロウィンジャンボ宝くじの販売について、広報紙等への掲載協力をするこ
とで、その収益金の一部が公益財団法人神奈川県市町村振興協会から交付されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号04、予算書は同じく36ページから39ページの諸収入広告掲載料については、広報紙及び町ホームページへの広告掲載に関するものでございまして、「広報さむかわ」制作業務委託料及び町ホームページの運用委託料にそれぞれ充当しております。本事業におけるこれらの特定財源の充当額合計は184万7,000円で、一般財源額は4,157万円となります。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和4年度予算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

横手委員。

【横手委員】 今年度からロケ地誘致の担当が広報に変わったということで、毎年聞いているので聞くんですけども、今年度これまでのロケ地の誘致の実績がどのぐらいなのか、それから併せて来年度どのぐらいを目標にしているかお聞かせください。

それから、2つ目ですけど、ブランド浸透調査をやると説明がありました。調査設計のイメージを教えてくださいませんか。

それから、ウェブの改修についてですけども、CMSは今当たり前なんですけども、CMSを導入するということは、基本的には今まではどうだったのか分からないんですけども、職員の方が容易に更新ができる体制を整えていくのか、それについてお聞かせください。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、順番にご回答いただきます。まず、フィルムコミッションの関係でございます。今年度より広報戦略課で所管することになりました。我々といたしましては、『「高座」のこころ。』ブランディングの展開を踏まえた町の認知度向上と、それと町民のシビックプライドの醸成、これを大きな目的として取り組んでいるところでございます。

お尋ねの実績の数字でございます。今月2日令和4年3月2日現在の数字になりますが、お問い合わせ

せいただいた件数が49件、そのうち制約といたしますか、成就した件数が17件となっております。令和3年度分と比較しますと、問合せ件数についてはまだ年度が終了しておりませんが、12件の増ということで32.4%の増、それと制約件数については、前年と比較しまして9件の増、パーセンテージでいきますと112.5%という状況となっております。

それと、2点目のブランド浸透度調査の關係のイメージということでもございましたので、主な設問予定ということでお答えさせていただきます。この調査につきましては、先ほどご説明の中でも隔年で実施とご説明させていただいておりますが、前回と内容的には同じようなイメージを持っておりまして、まず、ブランドスローガン『「高座」のこころ。』を知っているかというようなところです。こちらについては、総合計画の第1次実施計画の中で指標として置いておりますので、ここはしっかり取っていききたいと思っております。

また、ブランドスローガン『「高座」のこころ。』はマークしているかというところは当然のこと、その意味ですとか、取組自体を知っていますかということも聞いていこうと思っております。そのほか住みやすさや移住意向についてですとか、皆さんが思います町のよいところはどこでしょうかというような質問を想定しております。

3点目のウェブの改修につきましては、今回の改修によって職員の操作性がよくなるのかというようなお尋ねだったかとは思いますが、改修箇所は先ほど4点申し上げましたが、どちらかといいますと、我々職員の操作性向上ですとか、容易にするという改修ではなくて、正直、このCMSは平成25年から導入しておりまして、8年がたっているということで、若干当時の潮流と違って、古臭いイメージがあります。トップページもいろんな情報があって、文字がたくさんあって、読んでいかないと、自分で探したいところがどこなのか分からないという状況がございますので、現在は時代も変わってきてまして、すっきりとしているところが多いですので、まずデザイン性を変えていきたいというところが大きなポイントです。また、顔は変わっても、中身がぐちゃぐちゃだと結局ストレスがたまるというところがありますので、一番大事なところは中身の整理をちゃんともう一度改めてカテゴリライズし直して、町民の皆様が探したい情報がここのホルダーに入っているんだよねというような、容易に想像がつくよう、そういった形にしていきたいと思っております。

また、スマートフォン版の機能強化というところもありまして、今まだPC版の利用のほうが多い状況ではありますが、月によってはスマートフォン版でのアクセスが逆転している月も出てきておりますので、スマートフォン版ありきのデザインですとか、使いやすさ、そういったところも併せて改修していきたい、そんな内容でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。まず1つ目の質問については、問合せ件数、いわゆる制約も分かりましたので、できれば成約したやつメディア別とかを教えてくださいませんか。

それから、2つ目、ブランド浸透度調査は分かりましたけど、グロスで大体どのくらいの調査数を集める予定なのかということと、それから町内と町外の割合はどのぐらいと考えているのか、それをお聞かせください。

それと、ウェブの改修については分かりました。ちゃんと時代に即した形でやっていくということが分かったので、それは結構でございます。2つ追加の質問でお答えをいただければと思います。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。そうしたらまず、フィルムコミッションのメディア別の内訳ということでございます。問合せ件数49件のうち一番多いものから申し上げますと、テレビドラマが22件、CMが13件の相談件数です。そのうち成就件数はテレビが22件のお問合せのうち8件、CMについては13件のお問合せのうち、成就が4件という形になっております。ですので、問合せも成就件数も70%以上がテレビ、CMの関係になっている状況でございます。

それと、2点目の浸透度調査の数でございます。調査対象につきましては、町内在住の20歳以上の方1,000名を無作為抽出ということで想定しております。先ほど申し上げましたが、実施計画上の指標は町民の方の認知度という指標を持っておりますので、今のところ町外は今回の調査の対象にはしておりません。ただ、前回調査をして、パブリックコメントも一緒なんですけども、回答率が低いというところが課題としてありますので、この1,000名の方については、当然紙ベースでこれまでと同様行いますけれども、新たにインターネット版の回答を取り入れてみようかなと考えております。これについては、県の電子申請システムを活用していくものですが、ホームページからもその回答フォームへ誘導できるようにしていきたいと思っておりますし、また、LINEの活用なんかもしながら回答率を増加させていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 調査の件は分かりましたので、結構でございます。ありがとうございます。

それでは最後、フィルムコミッションの件なんですけども、これだけの件数がテレビ番組になる、テレビCMになる、それぞれオンエアと、それからCMの場合はリリースされたときのタイミングでパブリシティを打っていくがために、その連動性を高めていって、寒川町の名前を広めていきたいと思います。そうしたら広報に担当を変えたらどうですかというのが去年3月の一般質問での提案でした。実際パブリシティ、それぞれのテレビ番組が流れる前はなかなか難しいと思います。当然秘密事項ですから、CMももちろんそう、そうじゃない、流れたときにどのような形でうまく企業さん、テレビ局さんとタイアップしてパブリシティができたのか、その実績をお聞かせください。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。今、横手委員がおっしゃられたとおり、広報にきた意義とは、そのメディアとの連携、パブリシティの強化という意義があつて我々のところに来たと思っております。

そんな中でどういったことができたのかという部分でございますけれども、我々も取り組み出して1年目ということで、まだ模索している状況もございまして、委員ご提案のとおり、我々がメディアとこれまで培ってきた関係性を生かしつつ、撮影業者さんとなるのかどうか分かりませんが、撮影業者さんと協力して、例えばプレスリリースを同時リリースにするですとか、SNSでの同時発信など、つながりを活用した効果的なプロモーションにつなげるようにしていきたいと考えております。この辺につき

ましては、業者さんとも直接こういったことができないかということで、相談はさせていただいているところでございます。

あと、発信の部分については、例えばテレビドラマでいうと、協力会社がエンドロールで流れる、クレジットと言われる部分ですね。あそこにつきましても、いっぱいある中で真ん中に入れられてもなかなか目立たないというところは、我々として肌で感じてもありますので、その辺は例えば左端にクレジットを置いてほしいというような、ある意味ずうずうしい厚かましいお願いもしながら、露出度を高めていきたいと考えております。

あと、先日行われましたドラマの町内での撮影現場を私なんかも実際通して見て、1つ考えているのが、キャストにSNS発信してもらうための仕掛けを検討していきたいなと思っています。といいますのは、撮影の待ち時間がありますね。その待ち時間にキャストが体操したりだとか、スマートフォンをいじったりだとかというような時間の過ごし方をされているなという状況がございましたので、そういった実態を捉えまして、キャストが自分のSNSに投稿したくなるような仕掛け、例えばフォトクロップスを用意するとか、何だろう、これ、珍しいなというものを仕掛けとして置いておくというようなことも、1つプロモーションには効果的なのかということで、そういったところも含めまして、また今後検討していきたいと思っています。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 今の課長の説明が非常に細やかだったので、質問することはないんですけど、一応確認ということで、委託料のことについて、下の説明では皆増によるものということなんでですけど、委託料はウェブサイト改修だけのものなののでしょうか。まずその確認です。

【杉崎委員長】 先ほど説明にあったかと思うんですが、いま一度してあげてください。

青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 委託料は、ご説明の中でも全部で8本ということで、内訳を申し上げました。その中で大きなものとしての要因はCMS、ホームページの改修委託料、これが330万円の皆増ということになっております。あとそのほかの7本については、ほとんどが同額でございます。若干広報の配布等の世帯数が増えたことによって、数万円増えているという状況はございますけれども、増の要因はホームページの改修分ということでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 説明があったということで、申し訳なかったです。

今、横手委員とやり取りした中で、ホームページの利便性というのは、自分も使っていて不便を感じたということで、その分は本当に取り組んでいただきたいなと、予算でこんな要望を言ってもまずいのかもかもしれないんですけど、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。意見です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 ホームページのリニューアルということでお伺いしました。そのスケジュール感を、いつ改定するのかというところをお教え願いたいと思います。また、フィルムコミッションの関係なんですけども、こちらを私は前職で現場を確認しているものですから、ただ撮影場所だけを与えるだけではなくて、プラスアルファの何かがないと、やはり来てくれないと思います。確かに圏央道のインターが近くにあるということで、東京からも来やすい状況、そうなる私の前職は、東名高速のスマートインターがある、そっちに持っていかれちゃうというところがあるので、プラスアルファで例えばロケ弁なら任せておきなさい、そういったところが何かあるといいなと思うんですが、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、まず1点目のホームページリニューアルのスケジュール感ということでございます。先ほど申し上げました取組の柱4点につきましては、我々が分析した中での取組の柱になりますけれども、あと今現在eマーケティングリサーチ制度を使って町民の方のご意見、ご意向をまず伺っております。それを踏まえるのと、あと今年度日本広報協会で実施しておりますウェブクリニック、これは専門家の視点で見てもらおうというものですけれども、専門的な視点も入れながら、それらを課題としてリニューアルしていきたいなと思っておりますので、その取りまとめがいつぐらいになるかという不明確さはありますけれども、現在のところ下半期までには実装していきたいと思っております。

それと2点目のフィルムコミッションのプラスアルファという部分でございます。その点につきましても、委員おっしゃるとおりでございます。ただオファーがあっても、その空き状況を確認して、条件が合うからどうぞで終わる仕事ではないということを改めて認識したところでございます。

今、委員からご提案もありましたけれども、地域経済の活性化を目的とした町内飲食店の利用促進というところは、ある種受ける意味での、条件まではいきませんが、必ずお話しさせていただいております。当然撮影が長期化される場合、またスタッフさんが多い場合というのは、お昼または夜、町内でデリバリーしてくれるお店の一覧を我々でも事前にご用意しておりますし、先日は商工会さんとも連携しながら、そのリストを作っていただいて、撮影業者さんにお渡しして、極力ここを使ってくださいということをお話しているところもございますので、本当におっしゃるとおりプラスアルファ、例えばお昼を食べる場所も創造してあげて、そこも用意してあげるといような丁寧な対応を昨年度まで産業振興課で行ってきたと思います。そういった努力もあって、今年度お問合せ件数も多くいただけると思いますので、そういった丁寧な対応というのはこれからも我々はちゃんと認識しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 ホームページの関係なんですけど、こちらは職員のPTとかは予定していますか。それとあと、フィルムコミッションにつきましては、ぜひともプラスアルファを考えていただいて、進めただければと思います。お答えはホームページだけで結構です。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ホームページのリニューアルについて、職員のPT等を予定しているかとい

うことでございます。現段階ではプロジェクトチームを組んでデザインをどうしようかというところまでは考えておりません。ただ、やはり大きな課題だと思っているのは、仮にこれできれいなものになったとしても、それを今度維持していくことというのが重要だと思っております、その辺の維持していく体制みたいなものは、全庁的に職員全体で認識してもらう必要がありますので、場合によっては各課で上げていただくとか、各部から上げていただくとか、PTならPTというような形も今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 先ほど課長が言われたホームページの関係についても、4つの視点から見直しをかけたということなんですけど、この中にマップ情報の一元化みたいなものが入っているのかどうかの確認をさせてもらいたいと思うんですけど、都市計画情報であったり、まちづくり情報であったり、指定道路、それから道路認定の関係だったり、いろんな地質調査情報であったり、公共基準点情報であったり、こういったものがマップとして閲覧できる、こういう形に今なっているのかどうか、まずその辺の確認をさせていただきますか。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。ホームページのリニューアルに関して、委員がおっしゃったマップの一元化というところでございます。一元化ではありませんが、現行のホームページ上でも、施設案内マップというのがございまして、当然ながらそこはリニューアルの対象にはしているところでございます。ただ、藤沢市さんや平塚市さんが展開しているような都市計画情報、例えば都市計画区域を網かけするだとか、そういったところまでは、なかなか大もとのデータのデジタル化が進んでいないだとか、いろいろ多分課題はあるかとは思いますが、この予算の中のリニューアルの中には、その部分については入っていないのが現状でございます。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 ある意味でいうと、特に道路であったり、下水であったりというところが、そのような形でマップ化されているということになると、役場の職員にしても、手間というか、そういうものも業者さんが自分たちのネットを見て、その中から取れるということで、わざわざ役場に来なくても、こういう利便性の部分を含めて。どのくらい予算化しなければならないのかということもあるかもしれませんが、後で下水道課にも道路課にも聞きたいとは思ってはいるんですが、いずれにしても戦略課で、そういう形で情報が一元化されていると、ある意味でいうと全体的なスキルアップにもつながっていくし、できるものならば、やっていきたい、そういう思いがあるのかどうか、それから、そうやっていくことによって、ある意味でいうと行政間の戦いの中でも負けたくないなというものも含めて、向こうといろんなところとお付き合いする中で、あそこはできているけども、町に来るとできていないんだという部分にくやしさを感じたりということを含めると、全体的に寒川の今のブランド部分も含めてアップしていくということは非常に大事だと思うので、そういった意味では、こういったこともスキルアップしていくということが大事ではないかなと思うんですが、いかがですかね。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。委員おっしゃいました各種情報が一元化されたマップの有用性というものにつきましては、急速にデジタル化へと進展している社会環境もあります。また、コロナ禍をはじめ自然災害の頻発化によりまして、先ほども申し上げましたが、ホームページなど電子媒体の需要も拡大しているということが明らかです。

そういった意味では、そこに一元化された情報があれば、様々な情報を役所に出向かなくても取得できるという環境整備を図っていくことはとても重要なことだと認識しているところです。

また、我々広報活動、プロモーション活動を進めていく中におきましても、町民の皆様はもとより、昨今増えてきました移住相談者の方からも、観光分野だけではなく、町の様々な情報についてお問合せをいただくことが多くなってまいりました。そういった際に、町に関するそういった情報が一元化されたものをネット環境で見ることが可能となれば、町民の皆様、事業者の皆様はもとより、多くの方の利便性が向上して、関係人口の獲得や、ついでには移住促進にも資するサービスとなり得るものとは感じているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 そういうふうに青木課長が感じていらっしゃるということであれば、もちろん戦略課だけでどうのこうのじゃなくて、担当課ともいろいろ調整したり、またいろんな形での協力もしていただかないという部分もあると思いますので、そういった意味ではその辺のことについての連携を取っていただかなければいけないと思うんですが、ある意味でいうと何1,000万円も何億円もかかるという話でなければ、いろんな形でさらなるスキルをアップしていく意味でも、私は大事なことではないかなと思います。そういった意味では協議していただいて、先ほど部長も概要の中で、当初はこうだけ補正も大事にしたいという話をしていますから、そんなことも含めて、できたら協議をしていただきたいなと。

『「高座」のこころ。』を何とか高めようという部分で、こういうものが備わっていくということがイコールにつながっていくと思うので、その辺の戦略を手として打っていかねばいけないんじゃないかなという思いもしますので、もう一声いただいて、終わりにします。

【杉崎委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 ご意見ありがとうございます。今、課長からお話ししたとおり、これから訪れるデジタル社会、こういったものに向けて必要なコンテンツだと思います。一方では、データはそれぞれの所管課が持っていますので、そういったところを統合して、町としてどういった方向性でいくのか、またデータを必要としている方々がどの程度いるのか、またそれに対する費用がどのぐらいかかるのか、そういったことも今近隣で先進事例もありますので、そういったところを踏まえて、必要に応じて私からお話ししたとおり、当初予算のみならず補正も視野に入れて、各課長で調整しながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 それでは、茂内副委員長、お願いいたします。

副委員長。

【茂内副委員長】 思い出広報のことをお伺いいたします。先ほど概要をお聞きいたしました。また詳しく教えていただきたいと思えます。こちらは、広報の表紙に載るといふ先ほどのお話しだったんですけども、どのような形で載るのか分からないんですけども、例えば一組なのか、その月に結婚なさった方がたくさん載るとか分からないんですけども、例えばフォトフレームの記念品を贈呈すると書いてありますけども、予算書を見ますと、額としてはかなり上がっているとは思いますが、一組に対してフォトフレームの、金額といいますか、いろいろなものも含まれる、段ボールだったり、いろいろ含まれるとは思いますが、一組にかかる予算がどれくらいなのかということと、またこれはご結婚ということは、気持ちの問題ですので、何組必ずあるとか、そういうのは分からないと思うんですけども、大体の見込みの組数みたいなものが分かれば教えていただきたいと思えます。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 まず、1点目のどのように載るのかという部分でございます。すみません。私の説明が下手で申し訳ありませんけども、例えばその月に10組いらっしやって、10組が要望されたら10組が載るといふことではなく、広報紙の写真としては必ず一組でございます。その写真については、そのお二人が希望される、この写真で作ってほしいんだというものを頂いて、それを広報紙の写真に落として広報紙にくるむ、大変申し訳ありませんが、現物として今これが通常の広報ですね。写真を頂いて、この広報紙の表紙を作ります。これを届出月の広報紙にくるんで、オリジナル広報紙としてフォトフレームとともに記念にお渡しするといふ形でございます。申し訳ありませんでした。

それとあと、順序が逆になりますが、3点目の対象者見込みということでございます。対象者については、予算上は現段階で200名を予定しております。この200名につきましては、実際の婚姻届の実績に基づいて計上しているものでございまして、ちなみに令和2年度で申し上げますと、177件の届出実績がございました。令和3年度でいきますと、今年度は3月1日時点になりますけども、140件になります。その中で全てご希望されれば200件ぐらいいかなと、ただ、希望制ですので、初めてのことで、ほかの自治体でもやっている事例は広報戦略課調べではございませんので、どれくらいになるのかといふのは現段階では見込めないといふところでございます。

【杉崎委員長】 木内主査。

【木内主査】 1組当たり幾らぐらいの予算を想定しているのかといふところなんですけども、総額の思い出広報の予算が111万2,195円で、対象は200と想定しているんで、1人当たり5,560円ほどの予算を見込んでいます。

以上です。

【杉崎委員長】 茂内副委員長。

【茂内副委員長】 私もイメージが、勝手に想像していたもので、ありがとうございます。詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。

思い出広報なんですけども、これはいつから始める予定でいますでしょうか。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 事業開始は、現段階では調整期間も含めて6月開始を見込んでおります。ただし、令和4年度の予算になりますので、4月、5月に予定された方々に事前告知としてお知らせし、

ご希望があれば、ご連絡いただければ対象としていきたいと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

以上で、企画部所管課の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

午後からは、総務部所管の審査に入っております。まず、総務課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。午後もよろしくお願いいいたします。

これより総務部の4つの課についての審査をお願いいたします。総務部の中では、令和3年度から引き続きの部分もありますが、デジタル社会に対応すべき事務の電子化ですとか、税金の払い込み方法の電子化などの動きを反映した令和4年度予算となっています。

それでは、まず初めに総務課の審査をお願いいたします。説明は伊藤課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいいたします。

【杉崎委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、総務部総務課所管の令和4年度予算について予算書及び予算特別委員会説明資料により……。

【杉崎委員長】 暫時休憩します。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、総務部総務課所管の令和4年度予算について、予算書及び予算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

予算書は、46ページから49ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレットの予算説明資料は11分の2ページをご覧ください。一般管理経費でございます。報酬は、固定資産評価審査委員会の委員3名の報酬です。報償費は、町と法律顧問契約を交わしている弁護士への謝礼、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、官報や定期刊行物、新聞等の購読料、国旗の購入費です。役務費は、アイジャンプの通信サービス料及びタブレット端末のクラウド使用料の通信運搬費、使用料及び賃借料は、タブレット端末機23台の借上料です。主な増減理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

なお、本経費は、総額で257万7,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料は11分の3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。本事務経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に係る経費です。報償費は、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代、旅費は、秘書担当職員の出張旅費、交際費は、主に慶弔関係

のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交際を行うための費用です。需用費の消耗品費は、町が主催する賀詞交換会の会場用生花や慶弔袋などの購入費、食糧費は、来客接待用の茶葉等の購入費、印刷製本費は、賞状用紙の印刷費でございます。役務費は、式典用のテーブルクロスなどのクリーニング代、使用料及び賃借料については、町長車の運行に係る駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料、負担金補助及び交付金については、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費については、町功労者のご逝去に伴う弔慰金でございます。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、当該経費は、総額で227万3,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料の11分の4ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。本経費につきましては、寒川町表彰条例に基づき毎年11月の町制記念日に合わせて開催している町表彰式に関する経費で、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を認められた方を表彰しております。報償費は、表彰される方への記念品や功労表彰者用の記章のための経費、需用費の消耗品費は、被表彰者の記念写真や式典会場用の生花など式典に係る経費、役務費は、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、当該経費は、総額で20万2,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、予算書は48ページから49ページの2款総務費1項総務管理費3目文書管理費でございます。タブレット資料の11分の5ページをご覧ください。文書事務経費でございます。本事務経費につきましては、保存文書の適正な管理を行う経費や例規システムの適正な管理等文書事務の効率化を図る経費で、需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や文書保存箱、個別ホルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代、役務費は、料金後納郵便料等、委託料は、例規システム管理サポート業務、廃棄文書の裁断回収処理、公文書管理システム運用サポート業務の委託料です。公文書管理システムは、現在紙で管理している公文書を電子化し、ペーパーレスにより管理するもので、令和4年4月1日から本格稼働してまいります。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号1、予算書は38から39ページの下水道課の下水道事業事務費負担金341万7,000円のうち、例規管理システムの管理サポート業務の経費負担分として5万5,000円を委託料に充てております。こちらは財政課からご説明したのになります。

この特定財源の5万5,000円を事業費974万7,000円から差し引いた969万2,000円が、本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は11分の6ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。本事務経費につきましては、印刷機器等の活用により事務の合理化や迅速化を図るための経費です。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代、修繕料は、断裁機の歯の研磨費用です。使用料及び賃借料は、庁舎に配置している複合機24台、簡易印刷機、紙折り機、製版機及び製本機、オフセット印刷機に係る機械器具借上料でございます。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

下の表をご覧ください。本経費に充当する特定財源でございます。歳入番号1、予算書は38、39ページの下水道課の下水道事業事務費負担金につきましては、先ほどの文書事務経費と同じになりますが、341万7,000円のうち印刷機器の経費負担分として、10万1,000円を使用料及び賃借料に充てております。こちらは財政課からご説明したものになります。

次に、歳入番号2、予算書は38から39ページの諸収入雑入のその他126万7,000円のうち、公文書公開に伴う複写費などによる歳入分10万5,000円を使用料及び賃借料に充てております。

この特定財源の20万6,000円を事業費1,032万7,000円から差し引いた1,012万1,000円が、本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は11分の7ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。本事務経費は、情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度を適切に運用するための事務に係る経費で、報酬は、情報公開制度と個人情報保護制度の運営審議会委員6名の報酬及び情報公開と個人情報保護の審査会の委員5名の報酬、旅費は、委員の費用弁償及び職員の普通旅費です。増の理由につきましては、備考欄の記載のとおりとなっております。

なお、当該経費は、総額で22万5,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、予算書は56から59ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費16目文書館費でございます。タブレット資料は11分の8ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会委員5名及び会計年度任用職員2名の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員2名分の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員2名分の共済組合負担金と社会保険料、旅費は、運営審議会委員と会計年度任用職員の費用弁償と職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代です。役務費は、電話、ファクス回線の基本料金及び通話料、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会費です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、当該経費は、総額で582万円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は11分の9ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。本事業費については、公文書館法に基づき歴史的公文書、行政刊行物、古文書など寒川地域に関する記録資料を調査収集、整理保存し、利用に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員5名の報酬、報償費は、町史講座の講師への謝礼、旅費は、町史編集委員の費用弁償です。需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編集事務に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第34号の印刷代及び行政刊行物の製本代、役務費は、刊行物に係る郵送料の通信運搬費と筆耕翻訳料です。委託料は、保存資料を燻蒸するための委託料や講演会の記録筆耕の委託料です。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号1、予算書は35、36ページの文書館の町史刊行物売払収入21万円は、寒川町史をはじめ町史研究調査報告書などの冊子や絵はがき集などを販売するもので、全額を印刷製本費に充てています。

歳入番号2、3、4いずれも予算書は36、37ページの講座等資料代2万2,000円、アーカイブズ実習負担金2万円、その他、こちらは文書館資料の複写代金ですが、2万5,000円を消耗品費に充てており

ます。これら特定財源の合計額27万7,000円を事業費108万4,000円から差し引いた80万7,000円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、予算書は62、63ページをお開きください。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は11分の10ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。本事務経費につきましては、神奈川県統計センターが所管する県単独・統計調査に係るもの、また統計の普及に関する経費でございます。統計さむかわ統計月報の発行をはじめ、登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施等かかる経費の全額を県の交付金を財源として実施するものでございます。旅費は、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、需用費は、統計調査事務に関する必要な消耗品費、役務費の通信運搬費は、統計調査員に対する各種研修案内などの郵送料です。

下の表をご覧ください。当経費に充当している特定財源でございます。歳入番号1、予算書は34、35ページの統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する県単独・統計調査及び事業に対して補助率10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しており、本経費は、総額で6万7,000円としておりますが、財源は全て特定財源でございますので、一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、予算書は62、63ページの2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費でございます。タブレット資料は11分の11ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。本事務経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や経済センサス活動調査などの基幹統計調査の実施に係る経費で、令和4年度については、就業構造基本調査、学校基本調査が実施されるほか、調査準備として、住宅・土地統計調査単位区設定、経済センサス調査区管理が予定されています。報酬は、統計調査員及び指導員並びに会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、調査に伴う職員の時間外勤務手当、報償費は、就業構造基本調査の調査対象世帯への謝礼、旅費は、統計調査員及び指導員の費用弁償や調査説明会などの出席に係る職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、基幹統計調査実施に必要な消耗品代、役務費は、通信運搬費で統計調査員及び指導員への調査関係書類などの郵送料です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号1、予算書は34、35ページの基幹統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する国の委託統計調査及び事業に対して10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しており、本経費は、総額で70万5,000円としておりますが、財源は全て特定財源でございますので、一般財源の持ち出しはございません。

説明につきましては、以上となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

山上委員。

【山上委員】 それでは、質問させていただきたいと思います。顧問弁護士の関係はこちら総務課でよろしいですか。顧問弁護士の関係で顧問弁護士を利用した件数、それと裁判沙汰の事件があったかどうかというところを教えてください。それから、文書事務についてなんですが、いわゆる法制事務に関わる職員の数、そちらを教えてください。それから、個人情報の開示請求とあと情報公開請求の件数で

すね。令和3年度の間で結構ですので、まだ最終ではないと思いますので、それを教えていただければと思います。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いします。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、ご質問の内容についてお答えさせていただきます。まず顧問弁護士の件でございます。こちらは町としましては、顧問弁護士として本年度令和3年度から契約をして相談を受けていただいております。令和3年度2月末現在ということで申し上げますが、相談させていただいている件数が8件ございます。そして令和3年度として裁判、争いになっているような案件というのはございません。

続きまして、2点目の法制執務に係る職員ということでございます。総務課の行政管理担当ということで、担当の正職員は4名いるところです。実務的には現在臨時特別給付金の担当を兼務していたり、選挙が起こったときは併任書記として動く部分もあつたりします。という中で、実務的に4名が担当事務分担の中でそれぞれ関わる部分はもちろんあるんですが、その中の強弱はもちろんあるんですが、実務的には主に2名というのが法制執務に主に強く関わっているという状況でございます。

そして、3点目の個人情報保護と情報公開請求の関係でございます。こちらも年度途中ではございますが、自己情報の開示請求については7件、そして情報公開請求、公文書公開請求ですね。こちらについては、37件2月末の段階でお受けしている件数でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、引き続き質疑させていただきます。顧問弁護士の関係なんですが、現時点で8件の利用があつたということなんですが、それが重複してあつたとかで時間がかかっちゃつたとか、そういったデメリットはなかつたかどうかというところを教えてください。

それから、文書事務についてなんですが、実質上2人というお話があつたんですが、寒川町の行政管理担当の事務分掌の内容を見ますと、条例規則の制定、改廃、それから自治行政法律相談関係、それと情報公開、個人情報の保護、それから固定資産評価審査会に関すること、それから統計法に関することと非常に多岐にわたっているというところで、實際上総務課の行政管理担当としての人数が果たしてこれでいいのかというところがありまして、仕事の内容としては2課分、3課分ぐらいまでに至っているのではないかなという見解をお聞かせ願いたいと思います。

また、個人情報の開示と情報公開の関係については、情報公開の件数が非常に多いというのは、どこの自治体でもそういった形だと思うんですが、實際上審査会があると思うんですが、個人情報の関係で、そちらの令和4年度に開催する回数、予定で結構ですので、何回ぐらいあるか教えてください。

【杉崎委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、順番が前後してしまうんですが、お答えさせていただきます。まず、顧問弁護士に相談させていただいた案件の関係でございます。こちらにつきましては、顧問弁護士になっていただいたというところで、ご相談は割とフレキシブルにメールとか、電話の連絡とかで面会も含めて相談させていただいております。今回の8件の部分につきましては、タイミング等が重複してご

回答いただけるのが遅くなったとか、そういうことはないと考えております。

そして3点目の個人情報保護、情報公開請求の審査会の関係です。令和4年度は3回の回数を予定しています。こちらにつきましては、例年開催させていただいている1回と、個人情報保護法の今回改正といった部分についてご意見をお伺いし、お話をいただくというような部分も含めて3回の予算計上をしているという状況です。

そして2点目なのですが、非常にお答えがしにくい部分であります。現総務課としましては、令和3年度に機構改革という流れで、今までの過去の総務課の行政総務担当という形で持っていた部分であったり、統計の部分であったり、そして秘書といった部分も合わせてということにはなっております。実は委員からご指摘がありましたように、その内容は多岐にわたる部分がありまして、確かに担当職員は苦慮しながら事務分担を行っているところがございます。ただ、法制執務というところに集約するような形で考えていくと、現状担当者が4名いる中で、どうしても今2名がそこに力を注いでいるという形になるんですが、これは私のマネジメントという部分にもなってしまうんですけども、4名というのは、同じような法制執務の事務的な動きを取れるようにできたらいいなという思いというのがあります。ただ、どうしてもそれもそれぞれ事務担当を持っているといった中でありまして、その辺は状況を踏まえながら実務をうまく回していくしかないと思っています。この場で私の口から人が足りないというのはなかなか言いにくいところがあるので、すみません、ここまでにとどめさせていただければと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 部長、どうですか。

野崎部長。

【野崎総務部長】 行政管理担当の関係でございます。主には2人で、全体では4名とお話ししましたが、統計の関係ですとか、今回から入ってきていたりしています。実際今回の条例の関係等も最終的にといたしますか、途中段階とか、条例の審査をする最終的なきちとした受け止めとしては、この担当になります。個人情報の関係もありますし、内容としては重たいですし、難しさもありますし、法令とかにもちゃんとした知識、背景とか、いろんなことも加味して仕事をしなくちゃいけないということですので、どの仕事も大事ですけど、大事な仕事であります。人数についても、今後よく考えなくちゃいけないとは思っていますが、全体のバランスの中で今こういう配置にしております。人数と体制と仕事の仕方ですね。今回についても条例のチェックの仕方の、その仕組みがうまくいってなかったのでもありましたので、全体的にそれも含めて今後はよりよくなるように対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。顧問弁護士の件はそれで進めていただければと思います。

文書事務については、実は行政に知っている人がいまして、いろいろと聞いてみました。様々な支援サービスがあるそうです。条例の制定、改廃等に関して最終的にチェックをしていただける、そういったサービスもあるみたいです。ですから、できたら人をつけるのではなくて、そういった支援サービスを使っていくのも1つの手ではないかなと思います。

それと、個人情報の関係なんです、審査会において、ほかの課で実は出てくるんですけども、防犯カメラの設置というのがほかの課で出てくると思うんですが、例えば個人情報の審査会の中に防犯カメラの設置に関して諮問するというようなことはあるのでしょうか。それだけお答えいただければと思います。

【杉崎委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 ご質問ありがとうございます。2点お答えしたいと思います。

まず、文書法制に関する民間会社によるサービスの提供等についてということで、我々としても、そういった部分については把握しております。大きな制度改正ですとか、そういった部分については、民間の力を借りながら文案を作成したりですとか、制度の整備等を行って進めておるところでございます。また、来年度から例規のシステムについても、より使いやすいようなシステムを導入して、各職員に展開していくような形で今考えておりますので、その辺も含めまして今後どういった形で民間の力を使っていけるのかということについては研究していきたいと思っております。

続いて、個人情報の関係です。防犯カメラの設置に関して、以前諮問したことがあるのかという部分ですが、実際防犯カメラの設置に関して、個人情報の審議会になるんですが、諮問いたしました。本人以外収集という形で条例に規定されている部分について諮問して、適しているという形で答申をいただいた経緯がございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

次に、総務部人事課の審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 引き続きまして、人事課の審査をお願いいたします。それでは、説明は皆川課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。お願いします。

【杉崎委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 それでは、総務部人事課所管の令和4年度予算について、予算書及び予算特別委員会説明参考資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、令和4年度の人件費の概要をご説明いたします。タブレット資料2ページをご覧ください。令和4年度人件費概要(1)は、会計年度任用職員以外の職員の人件費を会計別に集計したものでございます。上段は令和4年度、中段が令和3年度、下段がその比較となっております。一般会計及び特別会計における人件費の総額といたしましては、一番下の総計の合計欄右端の赤字の金額29億9,363万1,000円で、前年度と比較しますと5億3,764万6,000円、15.2%の減でございます。同じ行左端の記載の職員数につきましては、1,153人から1,116人へと37人の減となっておりますが、これは総計欄の上から2つ目

の非常勤特別職が、参議院議員選挙に加えて5年度の県知事、県議会議員選挙の期日前投票が4年度から始まることなどにより、762人から783人と21人の増となる一方で、下から2つ目の一般職につきましては、消防の広域化により消防職員が寒川町職員から茅ヶ崎市職員になることを主な理由として、370人から312人と58人の減となっております。この職員数の減と人事院勧告による期末勤勉手当の支給率の引下げによる影響もあり、前年と比較して人件費総額は減額となっております。

一番上の一般会計をご覧ください。一般会計の合計額は27億2,839万8,000円で、前年度から5億2,785万4,000円、16.21%の減となっております。

この後ご説明いたします会計年度任用職員の報酬を加えますと、一般会計の総額149億8,600万円に占める割合は19.9%で、前年より3.5%の減となっております。一般会計の総額が増加したこと及び人件費の減額により一般会計に占める人件費の割合が減少しております。

タブレット資料3ページをご覧ください。人件費概要(2)は、会計年度任用職員の報酬について、会計別に集計したものでございます。会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び共済費を合計した総額は、2億7,219万2,000円で、これに前のページの正規職員の総合計を加え、表の一番下、総合計の金額32億6,582万3,000円が全ての人件費の合計となります。前年度より5億2,665万3,000円、13.89%の減額となります。

次の4ページをご覧ください。令和4年度の会計年度任用職員について、当初予算ベースで過去の年度と比較したものです。前年度と比べますと人数は13名の増で、金額は1,127万6,000円の増加で、マイナンバー交付や選挙事務、育休等の代替や欠員補充による増となっております。

人件費の概要につきましては、以上でございます。

引き続き、事業費別歳入歳出予算について説明いたします。タブレット資料は5ページをご覧ください。予算書は46、47ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費です。特別職2人分、一般職85人分の給料、職員手当及び共済費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号①、予算書は26、27ページの犬の登録等手数料の187万4,000円のうち31万3,000円を給料に充てております。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。2目人事管理費の人事管理経費でございます。予算書は48、49ページです。報酬は、公務災害補償等認定委員会委員及び特別職報酬等審議会委員の報酬並びに会計年度任用職員の報酬でございます。職員手当は、会計年度任用職員に係る期末手当、共済費は、地方公務員災害補償基金に係る負担金及び会計年度任用職員に係る社会保険料負担金でございます。

人事課で予算を所管する会計年度任用職員は、育児休業や病気を理由とする休職などによる欠員補充を想定しているもので、前年より7名分増加しております。

損害補償費は、寒川町公務災害等見舞金条例に基づく職員が公務災害に遭った場合の見舞金、旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の通勤手当となる費用弁償でございます。需用費は、定期刊行物等の書籍購入等の消耗品費、職員用作業服に係る被服費及び職員用の救急用医薬品に係る医薬材料費、委託料は、令和5年度から実施予定の定年引上げに伴う人事課題等の検討及び例規整備の支援に係る事務委託並びに4年度から運用を開始する庶務事務システム運用に伴う委託料でございます。負担金補助及び交付金は、公平委員会事務負担金及び非常勤職員公務災害補償負担金となっております。庶務事務

システムにつきましては、パソコンやICカードによる出退勤の打刻や年休等の申請などを電子化することなどにより、勤怠管理に関する事務について4年度から運用開始いたします。

続いて、タブレット資料7ページをご覧ください。職員力向上事業費でございます。この事業費は、ペーパーレスなどICT技術を活用して業務の効率化を図るとともに、組織マネジメントを強化し、職務に応じた役割や資質に応じた職員育成を行うものです。報償費は、町職員表彰規則に基づく表彰者への記念品代でございます。役務費は、人事評価システム更新に伴い汎用型のシステムに入れ替えたことにより、システム構築型ではなくサービス利用料として運用する形にしたことなどによる増で、委託料は、職員研修として実施するキャリアデザイン研修に係る委託料、職員採用試験委託に係る委託料のほか、減額については備考欄に記載のとおりでございます。キャリアデザイン研修につきましては、問題解決を図るための手法として、論理的思考や論理の行動化を養い、プレゼン等に係る相手に分かりやすく納得してもらう伝え方など、ビジネスコミュニケーションの向上を期待する研修を予定しております。

続いて、タブレット資料8ページをご覧ください。職員健康管理経費でございます。報酬は、産業医に係る報酬、委託料は、労働安全衛生法第66条に定められている職員の健康管理のための職員健康診断委託料でございます。

続いて、タブレット資料は9ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。委託料は、地方公務員法第42条の規定により、職員の元気回復その他福利厚生事業を行う団体である寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。

続いて、タブレット資料10ページをご覧ください。職員研修費です。旅費は、職員の普通旅費及び各種研修参加に伴う特別旅費、委託料は、階層別研修を実施するための委託法人に対する委託料、負担金補助及び交付金は、日本経営協会会費、財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター負担金及び各種専門研修会等への職員派遣に係る負担金でございます。

下表をご覧くださいまして、職員研修経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は36ページから39ページの市町村振興協会研修事業補助金を負担金補助及び交付金に全額充てております。この市町村振興協会研修事業助成金は、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当たって、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講経費の一部の助成を受けているものでございます。

説明は以上です。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 会計年度職員のことについて聞きたいんですけども、この2ページのデータを見ますと、人数的には増えたり減ったりという推移でいっているんですけども、事業によってだと思うんですけども、やはり増える傾向なんではないでしょうか。その辺の見解をお聞かせください。

【杉崎委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 毎年の事業によりますので、それにつきましては、年度ごとで増減は出てくると思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 やはり思ったような展開だったと思うんですけども、会計年度任用職員の制度が始まって2年になりますけども、その間に報酬などの待遇などについて要望とか、意見とかというのは任用職員の方々からあったかどうかということについてお尋ねします。

【杉崎委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 会計年度任用職員になりましてから、通勤手当、費用弁償等が発生したり、あとは昇給もあったり、期末手当も支給されるようになりましたので、会計年度任用職員の方からは一応好評だと捉えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かにそういった待遇の面を考えると、改善は見受けられるんですけども、本来なら正規の職員の方々と同じような待遇を受けるべきだと考えているんですね。だから、そういった面で考えると、調整みたいな感じになっちゃっているんで、人員を。そういった部分では、こちらの見解なんですけど、正規職員を増やすということを考えるんですけども、その点について見解がありましたら、答えていただけますか。

【杉崎委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 事業において必要な部分につきましては、正規職員を充てるといったこともしっかりやっていきますけども、事務の性格上、簡易な作業だとか、補佐をしていただくものにつきましては、引き続き会計年度任用職員等を活用させていただきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、職員の研修についてお伺いしたいと思います。先日の町長の施政方針でも述べられていたんですが、障害者差別解消法による合理的配慮に関する啓発をするとされていたんですが、合理的配慮に関して職員研修は予定をしておりますか。まず外部に発信する前に、役場内での合理的配慮を進めるべきと実は思っていて、対応要領等の周知、そういったところはされているのかどうかというところです。

それともう一つ、先日の同僚議員の職員の労働環境についてという一般質問において、執行部側では盛んに風通しのよい環境づくりと答弁されていたんですが、風通しのよい職場環境づくりについてどのような取組をしているかということをお聞かせ願いたいと思います。

【杉崎委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 2点ご質問いただきました。1点目の障害者差別解消法による合理的配慮の啓発ということですけども、障害者差別解消法につきましては、5年ほど前に法が施行されたものと存じております。施行の前年度に全職員を対象に研修を行ってまいりました。またその後も新規採用職員研修のたびに、そのプログラムの中で制度を理解してもらうための時間を福祉課の担当職員を講師として例年行っているところでございます。行政の行うべき配慮といたしましては、車椅子の補助だったり、あるいはイベントなど会場のときに特性に応じた席配置といったものを行うとか、あるいは窓口のカウン

ターに表示はしておりますけども、筆談対応等ができるような配慮をするということが行政の役割として厚生労働省のガイドには入っていますので、そういった部分に対応しているところでございます。今後も福祉課と連携して啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから、風通しのよい職場づくりの取組というところでございますが、コロナ禍におきまして、ソーシャルディスタンスやマスク越しのコミュニケーションをしておりますので、大変意思疎通が難しい状況となっておりますのでございますけども、各所属長につきましては、努めて課員との意思疎通を図ろうと日々苦勞していると感じておるところでございます。

そんな中でも、メンタルの不調を訴える職員の中には相談できる当てがなかった状況もうかがえるケースというのも耳にしているところでございます。そういった中で、若手職員につきましては、新採用職員の年は先輩職員がOJTの担当につけるなど、コミュニケーションを図るような、相談できる体制を取るなど入口の体制を整えるほか、先日的一般質問でも取り上げられていました総務省のアンケートの中でも対応としてありましたけども、やはり上司のほうから新採用職員への声かけの推奨というのがありますので、大がかりな対応としては定期的な人事異動というのも考えられるんですけども、まずは挨拶だとか声かけをしてもらいながら、適度な雑談を加えてもらえればいいと思っているんですけども、コロナ禍においてしっかり良好な関係構築をしていただいて、意思疎通が円滑にできる環境づくりをしていく必要があると考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。合理的配慮につきましては、福祉課と連携して、役場職員、それと町民の方に勧めていただければと思います。

それともう一件ですが、職場環境づくりということで、私も決していい上司ではなかったんですが、自分の部下と同じ目線で何でも考える、たまには冗談を言ったりとか、そういったところが非常に大事じゃないかなと思っていますので、引き続き風通しのよい職場づくりについて進めていただけたらと思います。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続きまして、総務部財産管理課の審査に入ります。説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、財産管理課の審査をお願いいたします。説明につきましては濁川課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和4年度予算につきまして、予算書及び予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は50、51ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。資産経営事務経費であります。町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用管理するものでございます。報酬は、指定管理者選定委員会の外部委員への報酬、旅費は、指定管理者選定委員会の外部委員及び職員の旅費、役務費は、公有財産を売却するためのシステム利用料及び町有財産のうち財産管理課所管分の総合賠償補償保険料、建物災害共済保険料、自動車共済保険料でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの公有財産売却収入の2,000円は、役務費に充てております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物及び設備等を良好な状態に保ち、町民の利用の便に供しつつ、公務を円滑に遂行するために庁舎等を維持管理するための経費でございます。需用費消耗品は、庁舎の維持管理に係るトイレ用のハンドソープ及びトイレットペーパー、清掃用ごみ袋など、燃料費は、庁舎維持管理用及び自家発電用の軽油など、光熱水費は、電気、ガス及び上下水道使用料、役務費は、電話代及び簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎維持管理及び電源設備の保守点検などの委託料、使用料及び賃借料は、庁舎の空調機及び庁舎直流電源装置更新リース料などでございます。

予算書6ページをご覧ください。第2表債務負担行為でございます。表中1番目の直流電源装置借上料につきましては、令和4年度から令和14年度までの11年間を債務負担行為とするものでございます。

説明資料に戻りまして、原材料費は、常温アスファルト合材、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市危険物安全協会への年会費でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの県大気汚染常時監視測定網交付金22万7,000円については、光熱水費に充てており、こちらの内容につきましては環境課で説明いたします。

歳入番号②、予算書は38、39ページの広告掲載料202万円のうち財産管理課所管分124万円のうち110万8,000円は、本庁舎1階ロビーに設置しております広告付案内地図板、フリーWi-Fi付行政情報モニターの広告料で、委託料に充てております。

歳入番号③、予算書は38、39ページの下水道事業事務費負担金341万7,000円のうち光熱水費に38万9,000円、電話料の役務費に6万7,000円、委託料に111万1,000円、計156万7,000円を充てており、こちらは財政課でまとめて説明したものととなります。

歳入番号④、予算書は38、39ページの自動販売機等電気使用料30万6,000円のうち財産管理課所管分の29万円は、役場庁舎に設置している自動販売機等の電気使用料の実費負担分で、光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、予算書は38、39ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して支出してい

ることから実費相当分を頂くもので、254万3,000円を光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、予算書は38、39ページの町民センター分上下水道使用料についても、先ほどと同様の理由から実費相当分を頂くもので、29万3,000円を光熱水費に充てております。

歳入番号⑦、予算書は38、39ページの町民センター分空調及び清掃ほか管理委託負担金については、従来庁舎と町民センターを一体として管理委託したものを町民センターに指定管理者制度を導入したことで分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託し、その支出については、町民センター分を含むことから、指定管理者から実費相当分を頂くもので、2,454万円を委託料に充てております。

歳入番号⑧、予算書は38、39ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても、先ほどと同様の理由から実費相当分を頂くもので、16万9,000円を委託料に充てております。

歳入番号⑨、予算書は38、39ページの広告付案内地図板等電気使用料は、本庁舎1階ロビーに設置しております広告付案内地図板の電気使用料実費相当分を頂くもので、1万3,000円を光熱水費に充てております。

タブレット資料4ページをご覧ください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備、管理し、安全運転確保を図るとともに、公務の円滑化を図るための経費でございます。需用費消耗品費は、公用車に係る洗車用具など、燃料費は公用車の燃料代、修繕料は、車検及び定期点検整備代など、役務費は、車検時の印紙代及び自賠責保険料など、使用料及び賃借料は、各課から依頼のあった有料道路通行料及びマイクロバスなどの借上料、町長車及び議長車のワゴン車のリース料、備品購入費は、バン3号車の更新及び軽自動車2台の更新等で、計3台の購入でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理会への補助金など、公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。また、その他の主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は38、39ページの下水道事業事務費負担金341万7,000円のうち負担金補助及び交付金へ1万9,000円充当してございます。こちらは財政課でまとめて説明したものととなります。

歳入番号②、予算書は38、39ページの広告掲載料202万円のうち財産管理課所管の124万円のうち公用車側面の広告料の13万2,000円を修繕料に充てております。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に実施するための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品は、建築工事設計に係る参考図書代など、使用料及び賃借料は、建築工事設計のための営繕積算システム使用料、負担金補助及び交付金は、公共建築設計業務等積算システム使用負担金でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、建築営繕事務経費は全て一般財源でございます。

タブレット資料6ページをご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費であります。寒川町公共施設総合管理計画に基づきその実行プランとなる公共施設再編計画の進行管理を行うための経費でございます。報償費は、進行管理委員会委員の謝礼、旅費は、職員の普通旅費でございます。また、公共施

設再編計画進行管理経費は、全て一般財源でございます。

タブレット資料7ページをご覧ください。歳入予算一般財源ほかの概要でございます。予算書は24、25ページの行政財産使用料11万5,000円のうち財産管理課所管分の9万3,000円は、庁舎敷地内におけるATMや自動販売機など行政財産の目的外使用に係る使用料収入、次に、予算書は34、35ページの土地賃貸料31万円は、寒川小学校南側に隣接する駐車場をさむかわ保育園を運営している社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会に貸し付けることで得る賃貸料収入でございます。

予算書は38、39ページの雑入線下補償料500万円は、電気業者からの線下補償であり、令和4年度から3か年度分を一括して補償される収入でございます。

最後に、タブレット資料は8ページをご覧ください。令和4年度休止及び廃止事業でございます。管財事務経費につきましては、資産経営事務経費に統合しましたので、廃止しております。

以上で、総務部財産管理課所管の令和4年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 3ページの庁舎等維持管理経費ですけど、一般質問させていただいたんですけど、現在省エネの取組について改めて聞きたいのと、今光熱費がいろんな事情で高騰している昨今じゃないですか。それで省エネ対策について現状プラス何か今回の予算について反映させているものというのは、新たにあるのかということをお聞かせください。

【杉崎委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 光熱水費の部分の節電、省エネ等々のご質疑でございます。平成25年10月にPPSを導入しておりまして、その当時であれば年間で500万円ほどの削減効果があったという過去の事例等がございます。また、平成25年度に庁舎の照明をLEDにしてございます。こちらは平成26年1月からの5年間のリース契約で、リースは終了しておるんですけど、通常の電力よりは抑えた形で適宜その辺の削減効果といった部分は実施してございます。3年度、4年度新たにという部分は、特にございませんが、必要のないところの電気をつけないといった徹底など、庁内に周知しているところが実際の最近の取組となっております。よろしく申し上げます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 今回予定はないということなんですけど、ゼロカーボンシティという意味では、また新たな省エネということを考えるべきだと思うんですね。そういった点では今回なかったということなんですけど、今後についてということで、予算なんですけども、そういった気持ちはあるのかどうかという確認だけさせてください。

【杉崎委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 すみません。光熱水費の部分につきましては、実は3年度に比べて4年度増額させていただいております。こちらにつきましては理由としましては、来年度から神奈川共同オークションを利用して、再生可能エネルギーを100%活用した電気を使用するため、金額的には増額といっ

た形で、ゼロカーボンに向けた取組として、役場庁舎もそこに参画していくといった取組がございます。答弁が漏れてしまいまして申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 これから先の話になってくるんだけど、総合計画も2040が本年からスタートしますけども、車を電気自動車に切り替えるとか、その関係についてなんだけども、7年後にはそういう方向に、もちろん経過措置みたいなものも絡んでくるだろうと思うんだけど、一遍に切り替えるということじゃないだろうと思うんだけど、今回の場合も3台の車を購入するという話もありますけども、そういうことから考えると、あつという間に時期が来るわけだけども、庁用車の関係、それからこれから新たに計画的に自動車を買替えることも含めて、総合計画の中にこれが位置づけされているのかどうかということが、まだ私自身には見えていないんですけども、そういう計画をそろそろ作り上げていって、順次そのような方向に持っていく形を取っていかなければいけないのかな、そういう意味では電気自動車の充電機があったり、いろんな形で電気自動車の寄附があったり、そういう形でもって準備は始めていると思うんだけど、その辺の今現在の7年先を見据えた計画的なものが基本的にあって、なおかつそういう中で今年の3台購入ということも含めて、計画が動きつつあるのかどうか、その辺についての見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 電気自動車等々のゼロカーボンの部分のご質疑でございます。当然その辺の情報というのは、財産管理課の公用車を管理する所管として、情報収集はしております。令和4年度にある大手から軽の電気自動車のバンタイプのもが発売されるという情報は得ているんですが、現在まだ発売はされていない、値段についても200万円以上といった形で、現行ですと1台で今の公用車の倍以上の値段でないと購入ができないといった状況等々の把握はしております。来年度買う車両につきましては、電気も当然検討したんですけど、予算との関係等々もありまして、4年度は今のガソリンの省エネタイプのもを購入していきたいと考えてございます。ただ、委員ご指摘のとおり、7年先というと、公用車は約15年から20年ずっと使用し続けていますので、全部が全部一気ににはできないという部分も当然ありますので、令和5年度以降、4年度ではないんですけど、まず乗用車タイプのもとかも含めて、公用車全体をそのような形に切り替えるといった予定は考えております。ただ、先ほど言ったように、一気に全部を電気とかという形にはできませんので、順次今の車両の耐用年数が到来して、計画的に更新していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 多分今出ているかということよりも、これからさらに例えば国あたりからそのような指導があったり、全国の自治体にいろんな形での情報であったり、国と自動車会社側の関係だとかというところからいろんな情報のやり取りの中で、そういうものもきちっと下りてくることは下りてくるんだろうと思うんですね。ですから、ただ単に考えていかなければいけないのは、7年後だといっても、実際にはそれから5年経過措置を取るとか、10年経過措置を取るとかという、いろんな形での流れができてくるんだろうと思うし、また今ここでもって購入ということになれば莫大な金額がかかるけども、

いざ切り替えていくよということになると、単価的にそんなに高いものを売っていたのでは一般家庭が買い切れませんので、ですからそういった意味では、さらにコストは下がってくるだろうという気もしますけども、そういったことから考えると、あつという間に来るだけに、しっかりと計画を立てながらよい町税の使い方を、うまく使っていくというやり方を行政マンとして考えていなければいけないことなんだろうと思いますので、その点の計画を怠りなく進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、計画的に環境に優しいから高いものを買って維持管理するというのは得策ではないという認識でございます。当然来年度1社から電気自動車のバンタイプの軽が出るという情報を得ていますので、今車の購入も、発注してもすぐ納入されないという半導体不足等々の事情もありますし、新車の販売台数だとか、価格等々の状況を見極めながら順次計画的に公用車も電気にスイッチしていきたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 今のご関係でございます。気候変動の関係ですとか、SDGsの動きもありますし、広域で非常事態宣言も今年茅ヶ崎と一緒にしております。そういったことを含めて考えなくちゃいけないというのは強く認識しておりますので、自治体の責務として、全世界的な動きも脱炭素にという動きがありますから、そこを強く意識して今後も考えていきたいと思っております。よろしくご理解のほどお願いたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 委員さんからないようでしたら、茂内副委員長。

【茂内副委員長】 また公用車のことなんですけども、今、関口委員からご質問があったように、スケジューリングのことは今分かりましたが、新規登録から13年すると軽自動車税が上がると思うんですけども、今の時点で、今回軽を3台購入するという話でしたけども、じゃ、来年度一気に全部替えようというのをまた考えていらっしゃるか、それは分からないんですが、今現在替えなければいけない、更新しなければいけない車の台数が、お分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 公用車につきましては、実は私たちが所管している共用車といって、職員なら誰でも使える共用車と課等配属車といたしまして、課に配属されている車両がございます。令和4年度の把握している情報になりますが、公用車の更新につきましては、役場全体として6台を予定してございます。課等配属車が3台、我々の所管している財産管理課の共用車につきましては、ワゴンタイプのバンが1台と軽自動車2台を予定してございます。

自動車税につきましては、基本的には役所は自動車税はないので、13年を超えても自動車税はかかりません。ただ、委員ご指摘のとおり古い車になりますと、故障や事故等のリスクが高まっております。今回6台の車につきましては、20年を経過しているような車がほとんどでございます。また、過走行、10万キロをゆうに超えているような車、決してここで一気に6台という話は大変多いなという印象を受

けられるかもしれないんですが、そのような待たなしの状況がありましたので、今回予算として計上させていただいておりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 それでは、質疑を打ち切りたいと思います。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより総務部税務収納課の審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、総務部の最後になりますが、税務収納課の審査をお願いいたします。説明につきましては池田課長より、質疑につきましては出席職員より対応いたします。お願いいたします。

【杉崎委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 それでは、総務部税務収納課所管の令和4年度歳出予算につきまして、お手元予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は58ページ、59ページの徴税费でございますが、内容につきましては、事業費別歳入歳出予算の概要によりまして順次ご説明いたします。タブレットの2ページをお開きください。

1目税務総務費でございます。職員給与費は、当課の一般職21人分の給料、職員手当等、そして共済費でございます。こちらにつきましては、特定財源が2つございます。下段の表の歳入番号1、予算書は26、27ページ、税務証明手数料等でございますが、こちらは課税証明や納税証明など税に関する証明書類の発行手数料でございます。過去の発行実績を勘案いたしまして予算計上しております。

歳入番号2、予算書は34、35ページ、県民税徴収事務委託金でございます。個人住民税は、町が県民税も含め一括で徴収していることから、県より交付されます委託金でございます。この2つを合わせた7,245万円を充当した残りにつきましては、一般財源とさせていただきます。

続きまして、タブレット資料3ページ、賦課徴収費でございます。こちらは徴税の賦課徴収全般に係る経費となっております。旅費は、会議や研修など職員の出張に伴います普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、各種の申告や徴収に使用いたします封筒や用紙類、賦課資料整理用のファイルやバインダー、また原付バイクのナンバープレート、参考図書類など賦課徴収事務を遂行するに当たっての事務用品等を購入いたします。印刷製本費は、納税通知書や封筒、督促状など賦課徴収に関する各種印刷物の作成費用です。金額が増えておりますのは、後ほど委託料でご説明させていただきますが、納税通知書の様式を刷新するためでございます。

次に、役務費です。こちらは納税通知書や申告書、督促状、催告書などの郵送料と地方税共通納税システムの利用料、金融機関の口座振替事務取扱手数料等でございます。次の委託料は、町民税や軽自動車税種別割及び固定資産税の納税通知書封入処理委託、町県民税や固定資産税の賦課業務に係る資料整備委託、コンビニやモバイルクレジットの収納代行委託、また基幹システムの改修に係る委託等の費用でございます。昨年に比べまして大幅に増額となっておりますが、固定資産税算定のための路線価算定業務におきまして、次の評価替えに向けて町内150地点の本鑑定を行うこと、これは3年に一遍となっ

てございます。また、納付書の様式変更に伴う準備業務委託、軽自動車税申告の電子化対応業務委託等によるものです。委託事業は、当課は件数が多いことから資料の備考欄にその内訳を記載させていただきましたが、4年度の新規案件がこの中で2件ございます。まず、納付書変更に伴う準備業務委託でございますが、納税通知書の様式を改正いたしまして2次元コード、2次元コードというのは、日頃から目にする機会の多い、四角いあれでございますが、これを印字するため基幹システムの改修が必要となることから予算計上いたしました。コードの導入は、政府の進めるデジタルガバメント政策の一環として、令和5年度課税分の通知書より全国の自治体で一斉に導入されるものでございます。納税者は、通知書に印字されたコードを手元のスマホや金融機関のATM端末に読み取らせることで納付が可能になりますことから、納付手段の拡大、利便性の向上につながります。一方、自治体にはこれまでの紙に代わりまして、電子データで納付情報が送信されるなど、事務処理の効率化が図れるものです。

もう一つ、軽自動車税申告の電子化対応業務委託でございます。軽自動車検査協会が所有いたします車両の登録情報をオンラインでやり取りするために、基幹システムを改修するものです。こちら政府の指示によりまして全国一斉に導入されます。軽自動車検査協会からはこれまでの紙の申告書が自治体へ回付されておりましたが、これらの整理入力にかかる負担が軽減されるため、事務の効率が図られます。

【杉崎委員長】 説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

説明の続きをお願いいたします。

池田課長。

【池田税務収納課長】 それでは、引き続き説明を行います。続きまして、使用料及び賃借料でございます。こちらは滞納整理管理システムや所得税申告書等のデータを税務署と送受信するための国税連携システム、町県民税及び固定資産税の賦課計算に必要となるシステム、こういったものの借上料などでございます。昨年度に比べ減額となっております主な理由でございますが、契約更新に伴う借上料の確定等によるものです。

次に、負担金補助及び交付金でございます。内訳ですが、一番大きいものが地方税共同機構負担金です。国税の申告書データをはじめ地方税の賦課に関する様々な申告届出のデータを電子でやり取りするための全ての地方団体をオンラインで結ぶネットワークシステム、eL TAXと申しますが、こちらを管理運用しております団体への負担金でございます。そのほかに藤沢税務署管内2市1町税務協議会負担金、神奈川県町村税務協議会負担金、資産評価システム研究センター負担金、共同収納手数料負担金、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金となっております。昨年より増額となった理由につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

最後に、償還金、利子及び割引料です。修正申告等によって年度を遡って税金を還付することになった場合の過誤納付還付金と、遡求して還付する際の日数等に応じて定められた率により算出された金額を加算して支払うための過誤納還付加算金を計上してございます。

なお、賦課徴収費につきましては、全て一般財源となっております。

以上で、歳出予算の説明を終わりといたします。

引き続きまして、歳入予算の説明に移らせていただきます。予算書は2ページの第1表歳入歳出予算の町税の部分、12、13ページ、歳入歳出予算事項別明細書の町税の部分と20、21ページの町税の各税目、36、37ページの延滞金でございます。また、タブレット資料につきましては、4から5ページ、令和4年度歳入予算の概要をご覧くださいと思います。

それでは、予算書20、21ページをお開きください。全世界で猛威を振るい続ける新型コロナウイルス感染症によりまして、企業業績の悪化、消費の停滞、給与の削減など経済面でもマイナスの諸要素が山積してございます。こうしたことから大幅な歳入減を予測して編成された令和3年度予算でございましたが、幸いなことに想定したところまでの落ち込みには至らなかったことから、改めて要素の見直しを行いまして、3年度の決算見込額を踏まえまして4年度の歳入予算を積算してございます。

初めに、町税の個人です。現年課税分の均等割ですが、8,100万円で、前年度に比べまして40万円の減と致しております。所得割は24億2,500万円で、前年度に比べまして9,200万円の増でございます。令和3年度決算見込額をベースに所得動向などを勘案し見込んだ数字でございます。なお、この所得動向でございますが、昨年冬のボーナスがマイナス基調であったことから、全体に厳しい状況が想定されます。反面、田端西地区における土地の売買実績等の情報から、譲渡所得の増益を見込みまして、総体としてプラスを見込んだものです。

次に、滞納繰越分ですが、2,240万円で、前年度と比べ40万円の増です。なお、滞納繰越分につきましては、今後も期限内納付の奨励と公平公正な徴収に努めてまいります。

以上、個人住民税の合計は25億2,840万円で、前年度に比べ9,200万円の増額、3.78%の増といたしました。

続きまして、町民税の法人でございます。タブレットの参考資料は6ページの資料No.1法人町民税資本金等別均等割法人数をご覧ください。現年課税分の均等割は1億5,000万円で、前年同額でございます。資料No.1に記載のとおり令和4年度の法人数は1,160社、昨年より7社ほど増えてございます。こちらを均等割の区分ごとの税額で積算いたしまして予算計上したものでございます。

次の法人税割ですが、令和3年度の当初歳入予算では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして全体的に企業収益は減少するものと予測いたしまして、大幅な減を見込みました。しかしながら、実際には新しい生活様式の普及による巣籠もり需要やリモートワークの推進などの要素によりまして、一部の事業所では前年度よりもプラスに転じるなど、これまでのところでは上振れをしております。こうした状況を踏まえた上で町内の主な事業所に対して新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の動向等を調査いたしました結果も考慮し、算定いたしましたものです。結果、予算額は2億5,000万円で、前年度に比べまして1億1,100万円の増となっております。

業種別の概要でございますが、タブレットの7ページ、資料No.2法人町民税産業別予算額調べをご覧ください。なお、この比較表は当初予算額ベースで作成してございます。そのため伸び率に大小の差はございますが、全ての産業区分において前年度より増額となっておりますのは、3年度に低く見積もり過ぎた分の見直しも含まれているためでございますので、その部分のご理解をお願いしたいと思います。

また、参考といたしまして、8ページの資料No.3、こちらには資本金による税率区分でまとめました

法人町民税資本金等別予算額調べを掲載してございますので、併せてご覧ください。

それでは、予算書に戻りまして、滞納繰越分でございます。こちらは30万円で、前年度より15万円の減額を見込んでおります。以上、法人町民税の合計は4億30万円で、前年度と比べまして1億1,085万円の増額、38.3%の増としております。以上、個人と法人を合わせた町民税全体の予算額は29億2,870万円となりまして、前年度に比べて2億285万円、7.4%の増といたしました。

続きまして、固定資産税でございます。初めに、土地につきましては、コロナ禍のため令和3年度に特別に講じられておりました負担調整措置の据え置きが解除されたものの、新たに負担調整の特例といたしまして、4年度は商業地等に限り課税標準額への加算額を評価額の2.5%と通常の半分に抑える措置が講じられることとなったため、増収額を700万円と見込みまして2億100万円としております。家屋につきましては、例年取り壊しによる減失分があるものの、新築物件が増え続けてきたことによるプラス面を考慮して予算計上しております。令和3年中は小規模ながらも開発案件が続きまして、また大規模な物件を建築した事業所もあったことから、13億7,000万円を見込み、前年度に比べ3,300万円の増額、2.47%の増といたしました。償却資産につきましては、コロナ禍を考慮した特例の軽減措置が終了することに加えまして一部の事業所に設備投資の動きが見られたことから、予算額を9億2,500万円と見込みまして、7,020万円の増、8.21%の増といたしました。滞納繰越分につきましては、前年度同額の920万円を計上いたしております。結果といたしまして、土地・家屋・償却資産を合わせた固定資産税全体の予算額は43億520万円となりまして、前年度に比べ1億1,020万円の増額、2.6%の増でございます。

続きまして、国有資産等所在市町村交付金です。予算額は1億5,070万円で、前年度に比べまして90万円の減、0.6%の減といたしております。

内訳でございますが、こちらはタブレット資料10ページ、資料No.5 国有資産等所在市町村交付金をご覧いただきたいと思っております。こちらに記載しております神奈川県から関東財務局までが町内に所有している土地・建物・償却資産に対しまして固定資産に代わるものとして交付されるものでございます。減額となりました理由でございますが、主に地価の下落と対象物件の減価償却によるものでございます。

次に、軽自動車税です。初めに環境性能割でございます。この税目は町税ではありませんが、県が徴収を代行しているものです。予算額は1,110万円で、前年度に比べ290万円の増額、35.4%の増でございます。増額とした理由でございますが、令和元年以来適用されてまいりました軽減税率の特例が終了いたしまして、令和4年度分の課税分からは本来の税率へと戻るため増額といたしております。

続きまして、種別割です。タブレット資料は9ページ、資料No.4 軽自動車税車種別予算額調べを予算書と併せてご覧ください。現年課税分では、三輪の軽自動車と小型特殊自動車で見込まれるものの、四輪乗用自家用を中心に増額が見込まれることから、予算額を9,190万円といたしました。前年度に比べ130万円の増額、1.4%の増でございます。滞納繰越分につきましては50万円で、前年度と比べ45万円の減を見込んでおります。以上、合わせまして軽自動車税全体では1億350万円で、前年度に比べ375万円の増、3.76%の増といたしました。

続きまして、町たばこ税でございます。税率改定による値上げや健康志向によるたばこ離れなどのマイナス要因を勘案しながら、令和3年度の決算見込みを参考に推計をいたしましたものです。

なお、以前ございました旧3級品につきましては、税制改正による特例税率の廃止に伴いまして一般

分と統合してございます。予算額は3億8,030万円で、前年度に比べ1,270万円の減額、3.2%の減といたしました。

続きまして、都市計画税でございます。土地につきましては3億3,000万円で、前年度に比べ200万円の増額、0.6%の増でございます。家屋につきましては、1億8,400万円で、前年度に比べ300万円の増額、1.66%の増といたしました。増額理由につきましては、固定資産税の土地・家屋とそれぞれ連動しているものでございます。滞納繰越分につきましては、100万円を計上いたしまして、前年度と同額でございます。結果、都市計画税全体では予算額は5億1,500万円となり、前年度に比べ500万円の増額、1.0%の増といたしました。

各税目につきましては、以上でございますが、歳入科目といたしましては、もう一つ町税滞納延滞金がございます。予算書は36、37ページです。こちらは前年度と同額400万円を計上いたしてございます。

それでは、予算書のページを戻らせていただきまして、恐れ入りますが、2ページへお戻りください。1款町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税まで町税全体を合わせた予算額は83億8,340万円となりました。

続きまして、予算書は12ページでございます。前年対比です。前年度予算額と比べまして3億820万円の増額、3.82%の増といたしました。

なお、13ページの一番右の欄、構成比でございますが、町税の一般会計の歳入総額に占める割合は55.94%で、前年度に比べまして1.62ポイントの増となっております。

以上で、歳入町税の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 3ページの賦課徴収事務経費なんですけど、QRコードの導入で利便性というのは分かったんですけど、利用法というのがイメージが分からないので、どういった流れで利便性を高めているのかという流れのなところを教えてくださいたいのと、それとあとモバイルクレジットの委託料なんですけども、収納代行委託料なんですけども、この手数料負担額というのは、どなたが手数料を負担するのかということをお教えてください。

【杉崎委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまの青木委員のご質問でございます。まず、私からコード払いのお話についてさせていただきたいと思っております。まず、どのような形ということでございますが、私どもの発行している納税通知書に四角い2次元コードを印刷いたします。印刷したそのコードを納税者がスマートフォンのアプリで読み取る、もしくは金融機関のATMの読取部分にかざす、そうすることで税目と納入先、金額が確定され、支払いが完了するというものでございます。

なお、国の導入した制度でございますが、口座から直接ということではございませんで、間に各種、今のところ予定されているのがまだ明らかにはなっていないんですが、ペイ払いですとか、クレジットカードですとか、そういった民間の支払機構が間に入る形になります。ですから、1回読み取って、何とかペイに飛んで、そこを経由してお支払いいただくというような形が今のところ想定されているとい

いますか、私たちには国から示されているところがございます。

以上です。

【杉崎委員長】 瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 モバイルクレジットの手数料なんですけど、こちらはコンビニ収納代行委託をしておりますNTTデータ株式会社に料金を支払う形を取っております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 ということは、自分も電子決済というのをやったことがあって、非常に便利だなと思ったことがあるんですけど、そういったイメージだということですね。最後の確認なんですけど、それとあと、手数料については、NTTの関連会社がということなんですけども、手数料の負担というのは、モバイルクレジットをしたときに町民の方々の負担になるかどうか確認したかったんです。その辺をもう一度確認させてください。

【杉崎委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまのコード払いの話でございます。イメージとしては、今の普及している何とかペイに近いものになると思われまして。まずアプリをいずれにしろスマホでしたら介す形になるかと思えます。または金融機関であればATMのシステムが介入しますので、当初の設定さえきちんとしていただければ、あとは何ら手続を意識することなく納付が済むものだと解釈してございます。

以上です。

【杉崎委員長】 瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 モバイルクレジットに関しましては、利用者の方に手数料の負担をお願いしておりますが、それ以外にモバイルレジ、もしくはコンビニを利用した場合の手数料は町側が負担するという形になります。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 手数料のことは分かりました。そうすると基本的にはスマートフォンを持っている方しか使えないということだと思うんです、そういうことじゃないですかね。そこは確認させていただいて、それと町内ではどのぐらいの方々がこのサービスを使うと想定しているのか最後にお聞かせください。

【杉崎委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまのご質問でございます。スマホに限るのかというお話でございますが、手元で納付という意味合いであれば、一番簡単なのがスマホ、カメラがついていますので、そちらが簡単ではあります。ただ、自宅からですと、同じようにパソコンを使うことも可能です。ただし、コードの読取りの装置が必要になるかと思えます。あとは金融機関のATMに読取りカメラがございまして、こちらにかざしていただく、それによっても支払いが可能になるというイメージが今総務省から示されているものでございます。

想定の利用人数でございますが、申し訳ございません。そこにつきましては、数字想定までできてお

りませんので、ご容赦願いたいと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 収納の関係でお伺いしたいんですが、滞納整理、いわゆる臨戸徴収みたいな形で、コロナ禍でどう対処しているのかというところですね。逃げ得にならないように納税の義務というのは国民全員にありますので、その辺の対処はどうされているのかなと思ひまして。

【杉崎委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまの山上委員からのご質問でございます。臨戸徴収についてのご質問でございましたけども、今私どもの滞納整理の手法といたしまして、1軒1軒ノックしてお支払いいただくという臨戸徴収はしていないというのが実際のところでございます。私どもとしては、文書による納付勧奨、それによりまして窓口、もしくは電話を利用しての納付相談を行い、相談のない方につきましては、財産調査を行い、徴収につなげるという形を取ってございますので、ただ、今のコロナ禍をどう切り抜けるのかというご質問でございますが、昨年度2年度につきましては、毎年一定の期間ごとに一斉呼出しというのをかけてございまして、これを2年度は、対面を避けるという意味合いで実施を見送った経過がございます。ただ、1年を通じて見送るといふこともどうなのかというのもございましたので、令和3年度本年度につきましては、まん延防止法、もしくは緊急事態宣言の状況を見ながら通知を発出いたしまして、対面による、呼出しという言葉はきついですが、滞納相談を行っているのが実際ところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【茂内副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、まず町民協働課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 皆さん、改めまして、こんにちは。これより町民部が所管いたします令和4年度予算案につきましてご説明申し上げます。まず最初に町民協働課となります。説明に当たりましては岡野課長から、質疑に対しては全職員で対応いたしますので、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課所管の令和4年度予算につきまして、特別委員会説明資料により説明させていただきます。予算書は52ページから55ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料の2ページをご覧ください。

自治会活動支援事業費につきましては、町内の各自治会の活動を支援することにより、住民参加、地域住民自治を推進するための経費でございます。役務費は、地域集会所の建物に対する保険料です。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料でございます。使用料及び賃借料は、倉見、大曲、中瀬のそれぞれの地域集会所用地の借上料と各地域集会所へ設置したAEDの機械器具借上料でございます。負担金補助及び交付金は、町内自治会の活動を支援するための自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金などでございます。

なお、本事業費は全て一般財源です。

続いて、タブレットの3ページ、協働推進事業費でございます。こちらは自治基本条例を推進するための附属機関であるまちづくり推進会議の運営、開催に係る経費やみんなの協働事業提案制度に係る経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬です。報償費は、みんなの協働事業提案制度に係る協働事業選考委員会の委員謝礼と職員向け協働研修の講師謝礼でございます。旅費は、まちづくり推進会議委員の会議出席のための費用弁償と職員の普通旅費です。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償制度の保険料でございます。過去の実績に伴い算出しております。委託料は、庁内の各課等で開催しております審議会等の会議録作成を一括して委託するための費用です。負担金補助及び交付金は、協働事業提案制度の事業費補助金でございます。地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進めるみんなの協働事業提案制度におきまして、提案団体によるプレゼンテーションの結果、3件の提案事業を採択いたしましたので、令和4年度の提案事業として計上いたしました。

こちらの事業費の特定財源でございますが、資料では下段の①、予算書では36、37ページのまちづくり基金繰入金より、協働事業提案制度の補助金分全額を充当しております。

続きまして、タブレット資料4ページの歳入予算を説明させていただきます。予算書のページは24、25ページ、行政財産使用料でございますが、宮山、一之宮、筒井地域集会所の電柱、倉見、大村地域集会所の公衆電話室、一之宮地域集会所の自動販売機、これらの土地の目的外使用による使用料となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山上委員。

【山上委員】 それでは、3点ほどお伺いしたいと思います。まず、令和4年度協働事業提案制度が3件採択されているということなんですが、継続の事業もあると思います、中に。そういったところで事業をやっている現場に出向いていったことがあるかどうかということをお伺いします。

2点目としましては、地域集会所等の管理に指定管理者制度を導入していると思うんですが、4年度に修繕等何か大きなものがあるかどうかお伺いしたいと思います。

それと3つ目なんですが、これは提案に近いものなんですが、町民協働課にパブコメの関係でお伺いしたいんですが、パブコメの意見の郵送提出に関して、広く多くの意見を聴取するためにぜひとも町で封筒を用意していただいて、料金後納郵便のシステム等を導入してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、今3点ご質問いただきました。まず1点目、みんなの協働事業提案制度につきまして、現場などの確認を行っているかというご質問ですが、令和4年度につきましては、3事業を実施予定で予算計上しております。そのうちの先ほどお話しいただいたんですが、3事業のうち1事業が令和3年度からの継続事業となっております。こちらは寒川町の花スイセンの植栽という事業でございます。こちらの事業につきましては、さむかわ中央公園にスイセンを植栽するという事業でございます。こちらの事業につきましては、担当で随時現場を見に行っております。先日も私が見てきたんですけど、まだ令和3年度植栽場所につきましては、ところどころで花がついているという状況でございました。スイセンの品種にもよるようなんですが、3月にかけてこれからまだ開くというような状況だと思われまして、ですので、事業提案があった6,000球が全て一度に開くという感じではないような状況でした。

また、ほかの提案事業2つにつきましても、実際に実績報告会というのがあるんですが、それに先立った形で、事業の実施日には状況確認を含め訪問する予定でございます。また、これまで提案団体が幾つもありまして、実際に提案事業を行ってきたんですが、こちらにつきましても、実施状況を確認しております。

2つ目のご質問、集会所の修繕の予定ということによろしかったかと思えます。地域集会所の修繕につきましては、緊急性や状況に応じて対応している状況です。現時点で地域集会所から要望があった修繕につきましては、全て現在完了している状況ですので、令和4年度当初に修繕を予定しているという箇所はございません。また、今後につきましても、各地域集会所と連携を密に取りまして、地域集会所から修繕の要望が会った際には、まず現地を確認し、緊急性や状況を判断しつつ順次必要な修繕を実施していく予定でございます。

3点目、パブコメ実施の際の料金後納郵便のシステムの利用についてということなんですが、パブリックコメントにつきましては、寒川町自治基本条例で規定された寒川町パブリックコメントに関する規則に基づき実施しておりますが、この規則の中では、意見提出用紙につきましては定めがありません。まちづくり推進会議の中で、実はこのマニュアルというのを作成しております。そこで意見提出用紙についても案をお示ししております。このマニュアルの中では、実は郵送での意見提出に関しては、料金後納郵便を広く利用し、意見を集められるようにすることが望ましい、このような提案をさせていただいております。ただ、パブリックコメント実施に際しては、その都度料金後納郵便の予算計上をパブリックコメント実施各課で用意していただくことになるため、現状では料金後納郵便の活用というのがされておられません。実際にはそのほかの提出方法、メールや意見募集箱で対応している状況です。ただ、担当といたしましては、より多くの意見を聴取するためには、意見提出が簡易であることが大前提にあると考えておりますので、料金後納郵便の利用につきましても、積極的に取り入れてくださいというような形で今後はマニュアルの中で強調してまいりたいと考えております。

以上です。

【茂内副委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。ぜひとも1点目の協働事業提案制度の関係については、引き続き支援していただけたらと思います。

それから、地域集会所の修繕の関係なんですけど、実際上自分が実は言われた部分がありまして、手続としては、指定管理者なので、指定管理を受けているところ、自治会長を通して言ってくださいというお話はさせていただいておりますので、ぜひとも必要な部分については、修繕をお願いできたらと思います。

それから、今料金後納の関係は、非常に積極的なご意見をいただきましたので、ぜひとも町民の方が積極的に意見を出しやすいシステムにさせていただけたらと思います。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 4の2の自治会活動支援事業費についてお聞きしたいんですけど、今自治会の会員数というのが減少傾向であるのはご存じかと思うんですけど、協働である以上、町として何かしらの対策というのを取らなきゃいけないなと思っているんです、常日頃。この問題について自治会の役員の方々と相談し合って、どういった点で減少傾向にあるかという、そういう要因だとかについて、ご相談とかというのはあるのかどうかというのをまずお聞かせください。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 今お話がありましたとおり、自治会加入率につきましては、残念ながら年々減少という傾向にはなっております。各自治会長からも、やめてしまう方が多いというようなご相談はいただいております。町としましても、住民自治の問題ではありますが、自治会とは連携を組んで進めていきたいと思っておりますので、相談があればその都度対応しているような状況です。

自治会に入らない要因ということでなんですが、役員の担い手不足というのが1つ考えられております。あとは自治会にもよるんですけど、ごみ置場の管理について、そういった当番が回ってくると、それを受けたくないがためにやめてしまうというようなお話も伺っております。

以上です。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 原因は分かっている、自分も自治会に加入しているので、その事情というのは非常に分かるんですね。ごみ出しなんかにしても、評議員をやっていたときなんかは、なかなか厳しい状況で、評議員の成り手がなくて非常に苦労したというのもありますし、分かるんですよ、非常に大変な思いをされているのが。今回これを見ると、委託だけなので、その部分の対策みたいな予算を組むべきだったんじゃないかなと思うんですけども、組んでいらっしゃるのかということを確認させてください。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 今予算というお話をいただきましたが、予算的には自治会交付金というところで支出している状況は変わりはありません。ただ、その中で情報発信費用ということで、3万円を自治会ごとに配布しているんですけど、こちらは数年前までは1万円でしたが、3万円ということで、広く情報発信ができるような手だてを取ってくださいということで、ここについては2万円増額しております。ただ、令和3年度から4年度につきましては、特に変更はございません。ただ、財政面の支援で

はしておりませんが、町といたしましては、昨年度加入促進月間というのが実は9月にあるんですが、その時期に合わせて庁舎の1階デジタルサイネージで加入促進の動画というのをうちで作成いたしました。新たに転入してくる方が待っているスペースですので、そこで新たな住民の自治会への取組を支援するというので放送しております。これにつきましては、令和4年度も引き続き継続して行っていく予定でございます。

以上です。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろいろな努力をされているのうかがえるんですけど、周知というのも非常に大切なんですけど、ホームページを見ても、加入しましょうということでやっているのはすごく理解できるんですけど、自分の考えなんですけど、加入する重要性みたいなことをもう少し全面に出したらいいのかななんて思っているわけです。基本的に、なったら損ではなくて、やる重要性というのをまず住民の方々にお知らせしたほうがいいのかななんて思って、そういった考えでいるんですけども、そういう点はどうなんですかね。重要性を全面に出すということは、どうかなと思うんですけど、ご意見を伺いたいです。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会の重要性というところでございますが、先ほど強化月間で放送した内容につきましても、災害時に一番最初に駆けつけてもらえるのは、地域の住民です。というところを強くアピールするような動画を作成しております。チラシでもそういったところはかなり強めにうたっておりますので、そこで自治会の重要性というのを認識していただけたらと考えております。

ただ、最近では新しい方は、それだけの話だとなかなか加入していただけないというところもありますので、現在のデジタル社会、そういったものに対応できるような新たな活動や取組というのを検討しております。

それを踏まえまして、昨年度実は希望する自治会だけであったんですが、スマホ教室というのを開催いたしました。そこでスマホの基本的な操作などを習得していただきました。これが何につながるかというお話なんですけど、実はスマホの機能を使ったLINEでの自治会のページを作ったりという先進の事例がありますので、いずれはそういった形に進めていけば、若い世代を取り入れることができると考えております。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 今、青木委員、それから山上委員からもあったのと重複にはなりませんけども、同じ内容なんですけど、まず1つが、自治会の加入率をもう一回パーセンテージで過去3年分ぐらい教えていただけないかなというのがあります。それをまずお願いします。

それから、提案制度についてなんですけども、3件ですけども、基本に戻って聞きたいんですけど、単年度でやって、継続的にやっていくものでしたっけ。それとも、取りあえずスターティングのときに力を貸しますから、あとはご自分たちでやってくださいというようなものだったか、それをもう一回確

認させていただきます。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ご質問を2点いただきました。まず1点目、自治会の加入率なんですが、毎年7月を基準日としております。令和3年7月で67.2%、令和2年7月で68.3%、令和元年で69.6%、ですので、毎年1%ぐらいずつ下がってきてしまっている状況です。

2つ目のご質問でございます。みんなの提案事業なんですが、こちらは2年間は継続で実施することができる制度となっております。

以上です。

【茂内副委員長】 横手委員。

【横手委員】 まず加入率のことは分かりました。毎年1%ずつ下がっていくということで、努力はされているのも分かるんですけど、現実的にいろいろやっっているのは分かるんですけども、届いているというか、刺さっているという言い方がいいのか分からないんですけども、刺さっているのかどうかというのが分からないなと思っているところがあります。というのは、僕のところに実はここ2年ぐらい、特に新しく3期目に入ってから1年たちますけども、物すごい数の自治会をやめたいんだけど、どうしたらいいですかという電話をもらうんですよ、正直なところ。どうしたらいいんですかと言われても、どうしろとも言えないから、自由ですから、やめ方もあるでしょうし、まずは会長さんにご相談してみてくださいとか、そういうのを今までさせていたんですけど、ちょっと尋常じゃないなという感じがするんです。それで、もう少し方策を具体的に自治連の会長さん、自治会の会長さんの集まりだけでじゃないところで別途話し合うような場は持っていないのか、なぜ入っていないのかとか、なぜ入らないのかというのをちゃんともう一回原因を究明して、こういうことなんだという課題の洗い出しをかなりはっきりしないと、多分このまま1%でやって、50年後には10%しか加入していない、これはそういうことですよ、計算上は、になってしまうので、そこは考えられないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、提案制度は分かりました。2年ということですけども、協働事業ということで立ち上げて、スターティングのところを2年間で何とかやっていく、それが軌道に乗っていく中で、いつも思うんですけども、途中で結構やめちゃっている事業が多いですよ、いろいろ見ていると。継続している事業と、それからやめちゃっている事業、今まで提案したもので、それが続いているものと、それからやめちゃっているものと、今追っかけられているか、そこについてお聞かせいただけますか。

【茂内副委員長】 越原副主幹。

【越原副主幹】 まず1つ目の質問が、自治会を抜けられている方々の原因というのを町民協働課で把握して、どう対応しているのかというお話かと思うんですけども、そういうご相談は、町民協働課にももちろんございまして、大体その地域の中でのごみの置場の管理の話とか、個々の要因が様々にありまして、大体ごみの話とかも多いんですけども、それはもちろん自治会に投げているわけじゃなくて、町民協働課でも、もしごみの関係のお話でしたら、環境課と町民協働課と一緒にそれぞれ地元の方のお話を直接聞いて対応するようにはさせていただいてはございます。その結果、必ずしも残ってくださるかどうかというところまでは、どうしても抜けられてしまうという方もいらっしゃるん

ですけれども、必ず関係する課と一緒に直接その地元の方とお話しするよう場を設けるようにはしております。

あと2つ目のご質問が、協働事業が終わった後に、その事業がどれだけ継続しているのか、その辺を把握しているのかという内容だったかと思うんですけれども、幾つか今まで協働事業をやってきましたけれども、協働事業が終わった後も、予算的な金銭的な補助は終わっても、人的だったりとか、事務的なサポートは関係する課と町民協働課ではしているんですけれども、やっていらっしゃる方の高齢化とか、種々のそういった要因がありまして、会自体の活動が終わってしまったような団体さんもあるところらでももちろん把握してはございます。

以上です。

【茂内副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。自治会の話なんですけども、多分いろいろな問題があるんだろうなと思っています。もちろんごみとか、それから高齢化で役員はできませんという方の声も聞きますし、それ以外のほうが根が深いのかなと思っていますので、1回どこか別の場で明らかにして、本当にどうしていくかというのを真剣に考えていったほうがいいのかと思います。特にメリットも多いけれども、今のままだとデメリットも多いように見えてしまっているのが今の感じなのかなと思っていますので、そこをもう一回ちゃんと向き合って洗い直したほうがいいんじゃないかなと思います。これはまた別のところで話したいので、要望みたいな形でお伝えしておきたいと思います。

それから、提案制度をやったところで、実はなくなっているところを幾つか見えて、もったいないなと思っています。それがもちろん人と人がやっているもので、どうしてもそういう対立もあったり、したり、それから高齢化というのもあるでしょう。それからなくなってしまうというようなこともいろいろあるんですけれども、その事業がいいから寒川町は税金を出して一緒に協働事業をやったわけですから、DNAという言い方はおかしいですけども、それを残していく必要はあるんじゃないかなと思うんですけども、それについてはどのようにお考えか。要はだったら町が、協働事業だけでも、町単体でもやるべきことはやる、やれるものはやるべきじゃないかなと、継続すべきものは継続すべきじゃないかなと思っていますものがあるんですけども、そういう部分についてはどのようにお考えか、これだけお答えいただければと思います。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 みんなの協働事業提案制度の件でございますが、実際に協働事業が終わった後、例えば野良猫を捕獲して赴任去勢手術みたいな活動があったんですが、これにつきましては、環境課で補助の対象を広げるなど、実際に町としても事業として取り組んでいるような事例もございます。また、ボランティア登録をしていただいておりますので、活動している団体さんにつきましては、今年度同じようにデジタルサイネージで活動の報告というのを動画で流していくような予定でございます。そうすることによって、またほかの方を取り込んで協働事業を継続させていけるような、そういった支援ができると考えて、令和4年度はそれに取り組みたいと考えております。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 自治会活動、それから提案制度を含めて、コロナの中で一番やりにくい、そういう岡野課長のところの事業なんだよね。日常的なごみであったり、それから自治会でもって日常的にやっている行事というのは、コロナの中でもやらざるを得ないということで継続してやっているところがあると思うんですけども、ただ、楽しみであるお祭りであったり、それから違うサロンであったりということになると、事業を抑えながら人の集まることはなるべくということも含めて、大変苦勞されて、各自自治会にしても、自治会活動をやられているんだろうと思うんですよ。ですから、そういった意味では、何かやっても、普通のやらなきゃいけないことをやっているだけです。そういう意味での変なコロナストレスみたいなものが、自治会役員さんの中に充満してきちゃっているような気がしてしょうがないんですが、ただ、これが自治会の魅力とか何とかということとはまた別にして、ですから、そういった意味では、自治会活動のアドバイスをしっかり行政がしていけないと、特に会長さんが代わったところなんかについては、その辺の動きをしっかりと見ていってあげないといけないだろうし、だからといって、事業をやらないからといって、町から出る補助金が減るわけでもありませんので、一応この積算の中ではきちっと配分されているだろうと思いますから、ですからそういった意味では、その決算がどうなっているか、ああだこうだ言うつもりはありませんけれども、いずれにしてもその辺の動きについてしっかりとアドバイスしていけないだろうと思いますし、今の自治会の魅力なんかにしても、本当はこういうことは言ってはいけないことなのかもしれないけれども、自治会によってみんな自治会費が違うということも、場所によっては年間3,000円のところもあれば4,000円のところもあれば5,000円のところもあればということで、もって全部違いますから、ですから、いろんな自治会のそれぞれの理由がありますので、だからといって、一律化するということがなかなかできない、伝統の中で自治会というのがあると思いますから、ですからそういった意味では、その辺のことも含めて、今加入の問題にしてもそうですけども、本当に細かいところまで声かけをしていかないといけない時代に、総論でやってしまったら解決しないという気がするんですね。そうでなくて、自治会ごとの各論でやっていかないと、地域地域独自の独特の自治会活動がありますので、そういうところは考えていかないといけないんじゃないかなという気がするんですね。

併せて、この提案制度についても継続のスイセンについては、そんなに密になることじゃないからいいですけども、それ以外の2つの事業についても、本当にしっかりアドバイスしていけないと、密になる可能性が、例えば室内でやるとかということになっていくと、その辺のことも含めて、やたら過敏になっている町民の方もいるし、物すごく大丈夫じゃないって大らかの方もいるし、いろんな方がいますので、そういう意味では、特に細かいところまで行政側からアドバイスしていけないと、思うような事業展開ができなくて終わってしまうということにもなっていくと思います。ですから、そういった意味では、行政側からしっかりといろんな観点から見ていただいて、このときだからこそ、しっかりとしたアドバイスをしていけないと、それについては、先ほど山上委員から言われた現場を見るということを含めて、現場は行政が把握していけないと事が前に進めにくいということがありますので、その点を十分と注意してやっていただきたいなと思います。

そういう意味では今一番自治会の役員さんと行政側との話し合いができる、そういうときだろうという

気がしますので、何も言わないで任せてできるときと、それから今はそうでないときだけに、しっかりと話し合いをしていって、協働の動きができる形に持っていってもらえればと思いますけども、いかがでしょうかね。

【茂内副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 今お話いただきましたとおり、コロナ禍におきましては、自治会活動、みんなの協働事業提案制度どちらも非常に取り組みにくい状況というのはうちでも把握しておりますし、もちろん当事者の方々も一番理解しているところだと考えております。ただ、町としましては、十分な感染対策を取った上で実施していただくような形を必ず確認しておりますし、アドバイスも実施しております。

自治会活動につきましては、人を集めての活動というのは、ここ2年間ほとんど中止という形になっております。ただ、自治会内部の動き、例えば規約を見直すとか、防災の備蓄機材の点検、確認など、そういった動きを今のこの時期にぜひしてくださいというようなお話をしております。また、行事がないということで、例えば、では、コロナ禍なので、自治会でマスクをご用意してくださいとか、あとはごみのネットの購入などを自治会として対応しているところもございます。

みんなの協働事業提案制度なんですが、こちらにつきましては、残り2つの事業どちらも音楽活動というような活動なんですけれど、人数はそれほど、1つは、オレンジカフェというものなんですが、こちらは参加人数が大体10名程度ということで、それほど大人数にはならないような形で対策を取っております。もう一つ、教育・保育現場で音楽の情操教育というような事業なんですが、こちらは基本的には外、もしくは体育館みたいな広いところでの事業の実施を予定しておりますので、感染対策については十分に取られていると考えております。

また、そういう形で事業ができるということを、令和4年度実施することで、そういう活動もできるんだと広められていけたらいいと考えております。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、町民協働課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【茂内副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、町民安全課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 続きまして、町民安全課の令和4年度予算案の説明をさせていただきます。説明につきましては高木課長より、なお、ご質問に関しましては全職員で対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【茂内副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会参考資料によりご説明させていただきます。よろしく申し上げます。タブレット資料は100町民安全課予算特別委員会説明参考資料2ページをご覧ください。予算書は54ページ、55ページの2款総務費1項総務管理費11目安全対策費でございます。防災対策の充実事業費の防災対策事務経費であります。これは防災事務に要する経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費では、ファクス用のトナーの消耗品費や倉見防災倉庫電気料の光熱水費、役務費では、災害対策用携帯電話通話料の通信運搬費や倉見防災倉庫の保険料、委託料では、台風や豪雨時に迅速かつ的確な防災配備体制や避難判断への活用、また町民の皆様への気象情報等コンテンツサービスを行います水防体制支援サービス委託料、負担金補助及び交付金では、災害時など県と市町村との円滑な連絡体制の構築から運用しております神奈川県防災行政通信網の保守点検と有線回線使用料、衛生通信分担金を管理します県防災無線運営協議会への負担金などでございます。備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

なお、本経費は全て一般財源となっております。

次に、3ページをご覧ください。防災対策事業費であります。報酬は、寒川町防災会議及び寒川町国民保護協議会、寒川町地震災害警戒本部の委員報酬、報償費では、防災講演会の講師謝礼、需用費では、各避難所に備えるための防災用備蓄品などの消耗品費、災害時の医療救護所用医薬品の医薬材料費、役務費では、ドローンの損害保険料、委託料では、町内に4基設置しております耐震性貯水槽点検清掃委託料などでございます。原材料費では、土のう用川砂の購入費、備品購入費では、各避難所等に備えます防災資機材の購入費、負担金補助及び交付金では、集中豪雨等による浸水被害軽減から止水板の設置に対し補助を行うもの及びドローンの操縦資格に関する講習受講料でございます。備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。防災対策事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32ページ、33ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、報償費、需用費、備品購入費、負担金補助及び交付金に充てているほか、自主防災活動事業費、また消防総務課で後ほど説明いたします消防広域化準備経費など3事業へ充当し、その他都市計画課の耐震改修促進事業費に充ててございます。補助率は事業の項目により2分の1または3分の1となっております。

次に、4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費であります。報償費につきましては、町内に防災行政用無線子局を51局設置しているうちの民地をお借りしている21局分の地権者に対する謝礼、需用費では、子局51局の電気料の光熱水費、役務費では、MCA無線機の通信料と防災行政用無線に放送内容を補完します音声応答装置電話回線使用料の通信運搬費、委託料では、固定系及び移動系の防災行政用無線保守点検委託料、負担金補助及び交付金では、防災行政用無線及びMCA無線に係る電波利用料負担金などでございます。備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

なお、本経費は全て一般財源となっております。

次に、5ページをご覧ください。自主防災活動事業費であります。これは自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための経費でございます。負担金補助及び交付金は、自主防災組織が災害時に効果的な活用ができるよう、防災訓練や避難生活、救護等必要な災害への備えから資機材等の充実

を図るための補助でございます。

続いて、下表をご覧ください、自主防災活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書32ページ、33ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、負担金補助及び交付金に充ててございます。

次に、6ページをご覧ください。ここからは交通安全、防犯対策の充実事業費に入らせていただきます。自転車駐輪場維持管理等経費であります。宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場の用地確保及び維持管理、また寒川駅自転車等駐車場の経費でございます。需用費は、自転車等駐車場用地借上げの賃貸借契約書に添付する印紙代の消耗品費、委託料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場の整理及び放置自転車の回収など撤去に関わる委託料、使用料及び賃借料につきましては、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場用地の土地借上料、負担金補助及び交付金は、平成29年度より供用開始いたしました寒川駅自転車等駐車場施設の建設負担金で、公益財団法人自転車駐輪場整備センターとの協定に基づくものでございます。なお、本経費は全て一般財源となっております。

次に、7ページをご覧ください。交通安全活動事業費であります。交通指導員を中心とした交通安全活動と意識を高揚を図るための経費でございます。報償費につきましては、交通指導員への謝礼、需用費では、新入学児童用の黄色い帽子や交通指導員の停止帽などの消耗品、交通指導員の制服の被服費、役務費では、交通指導員の活動保険料、負担金補助及び交付金では、交通事故防止や交通安全に関する活動啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。

なお、本事業費は全て一般財源となっております。

次に、8ページをご覧ください。放置自転車対策事業費であります。寒川町自転車等放置防止に関する条例に基づく放置自転車対策の事業費でございます。需用費では、放置自転車等保管用地借上げの賃貸借契約に添付する印紙代の消耗品費、役務費では、放置自転車保管場所における盗難に対する賠償責任保険の保険料、委託料では、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロールや放置車両への警告札の添付といった放置防止への指導啓発、放置された自転車等の撤去運搬、放置自転車等保管場所の整理などの業務に関わる委託料でございます。使用料及び賃借料では、広域リサイクルセンター北側に設置する自転車等保管場所の土地借上料でございます。

続いて、放置自転車対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①及び②、予算書の38ページ、39ページ、放置自転車等保管料及び撤去自転車売却収入については、それぞれ委託料に充てております。

次に、9ページをご覧ください。防犯対策推進事業費であります。町民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進のための事業費でございます。報酬及び共済費、旅費では、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名計3名の報酬及び社会保険料と通勤手当でございます。需用費では、新入学児童用の防犯ブザー購入の消耗品や防犯灯の電気料及び一之宮分庁舎の電気料や上下水道使用料の光熱水費、役務費では、一之宮分庁舎の電話料等の通信運搬費及び建物共済の保険料、委託料では、一之宮分庁舎の清掃委託料、使用料及び賃借料は、防犯灯のリース料で、リース料はLED灯のリース料のほか付帯サービスとして灯具の維持管理及び修繕、システム更新費用が含まれております。工事請負費では、防犯灯の新設工事で、本年度も地域の防犯灯新設要望に応じて、安心安全のまちづくりを一層推進できるよう設置数を35灯予定しております。備品購入費は、防犯カメラの機器購入費で、令和4年度は南部福

社会館に設置を予定しております。また、防犯アドバイザーが乗車し安心安全なまちづくりや地域防犯抑制を担う防犯パトロール車ですが、購入から16年が経過し、老朽化から車両の更新を行う自動車購入費、負担金補助及び交付金は、暴力団の追放に向けた活動を推進する茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会への負担金及び犯罪のない社会づくりに向け防犯等の普及高揚に関する活動を行う茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金、また特殊詐欺の未然防止から導入します迷惑電話防止機能付電話器等購入補助金でございます。備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、防犯対策推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号01、予算書の36ページ、37ページのまちづくり基金繰入金は、工事請負費及び備品購入費に充ててございます。また、歳入番号②、予算書の32ページ、33ページの神奈川県特殊詐欺被害防止対策事業補助金は、負担金補助及び交付金の迷惑電話防止機能付電話器等購入補助金として交付され、県、町それぞれ3,000円を上限に県3分の1、町3分の1の負担となっております。

次に、10ページをご覧ください。安全対策事務経費であります。旅費は、職員の普通旅費でございます。なお、本事務経費は全て一般財源でございます。

最後に11ページをご覧ください。歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。予算書は24ページ、25ページの行政財産使用料については、寒川駅南口自転車等駐車場内に設置されている東電柱に関わる財産使用料、また予算書は34ページ、35ページの公有財産売払収入で防犯パトロール車の売払収入です。こちらは財政課でまとめてご説明したものとなります。

以上で、町民安全課の令和4年度の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。青木委員。

【青木委員】 3ページの防災対策事業費についてお聞きします。防災会議のまず内容というのと、また開催は定期的に行っているんでしょうかということをお聞きします。それと9ページの防犯対策推進事業費を確認するんですけど、防犯パトロール車の購入ということは、今聞いていて確認なんですけども、増やしたというわけじゃなくて、更新ということですね。その確認だけです。

【茂内副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 防災対策事業費の防災会議なんですけれども、こちらは災害対策基本法第16条第6項の規定に基づいて設置しております。基本的には町の地域防災計画の策定の実施や町からの諮問について重要事項を審議しております。今年度におきましては、地域防災計画の改定がございましたので、3回ほど会議を開催して、地域防災計画のご意見をいただいております。

また、9ページの防犯パトロール車の更新につきましては、16年の経過がありまして、オイルリークや器具の異常というものが少しずつ出てきましたので、町民の安全と安心を守るパトロール車でございますので、今回今あるものを更新させていただきたいというようなお願いでございます。よろしくお願ひします。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。横手委員。

【横手委員】 防災無線のことで確認させていただきたいんですけども、今防災無線が聞こえづらい

というところに対して、電話で聞けるサービスをたしかやっているとありますが、それ以外にはほかの自治体だと例えばメールだったり、それからもちろんホームページ上にも載っているのは分かっているんですが、LINEでお知らせするような仕組みもつくっているところがあったりするんですけども、今それについてはこのまま電話とホームページでの情報提供だけという形、防災無線がどうしても聞き取れない人に対するアプローチはそこになってしまうのかお聞かせください。

【茂内副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 防災行政用無線の聞き取りにくいお話へのご回答なんですけれども、今、委員がおっしゃるとおり、電話による音声応答装置で回答しているものと、スマホ、パソコン等による町ホームページからの確認、またメール、ツイッターによる配信を26年8月から登録された方にしております。また、町のLINEアカウントの防災情報のページをぽちっと押していただくと、防災行政用無線というページがすぐ出まして、そちらを押していただくと、防災行政用無線が流れた内容が確認できるような形で、整備を2年6月以降からさせていただいております。よろしくお願ひします。

【茂内副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。勉強不足で本当に申し訳ないと言いたところなんですけど、実はプッシュでやっているわけじゃなくて、見に来た人が分かるようにしていて、緊急性のあるものについては、もちろん緊急事態だってあるんですけども、LINEだったらプッシュ型のものをやっていったらどうなのかなといつも思っているんですけども、それだとうるさいと思われちゃうので、あえてそういう形を取っているのか、それはどうなんですか。

【茂内副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 ありがとうございます。プッシュ式につきましては、現在でも町民安全課の情報はプッシュ式で流している場合もありまして、避難所の開設とか、そういう場合には職員が出ていますので、プッシュ式で流すような対応をさせていただいております。Jアラートと連動してメールが出ているんですけども、放送が流れた際にプッシュ式でやるのを今企画で調整していただいて、それを流すかどうかという検討はさせていただいているんですけども、防災行政用無線は、迷子のお知らせとか、そういうのがいろいろいっぱい出る形になっていまして、その辺をどこまでどういうふうに整理して、それがまた機能的にこれはいい、これは駄目だとかというのができるのかどうか、今検討させていただいている段階となっております。あまりに過剰に出すと、LINEもいろいろ難しい部分があるということも聞いておりますので、その辺は企画サイドと調整しながら行いたいと考えております。よろしくお願ひします。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、防犯対策推進事業費の関係で、防犯カメラの関係でお伺いしたいと思います。こちらは南部公民館でしたっけ、設置するのが。それは1方向だけですか。2方向とか、そういったのがあるかと思うんですが、そちらはどうかと思います。それとあと防犯カメラを設置するに当たりまして、近隣の住民の方への周知、または個人情報との関係があると思いますので、その辺の調整というのはどうなさるのかと思ひまして、お伺ひします。

【茂内副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 今回の南部公民館のカメラの設置につきましては、2基設置する予定となっております。管理しています学校教育課と協議いたしまして、正面から入る方向とあと駐車場が映るような形で協議をさせていただいております。設置に関する内容につきましては、寒川町の防犯カメラ設置及び運用に関する要綱というのがございます、そちらで公共施設の防犯を未然に防止するとともに、撮影される町民のプライバシーを保護して行ってくださいという決まりになっております。この決まりの中の遵守事項といたしましては、設置目的とプライバシーの調和、設置台数及び撮影の範囲、目標達成の必要最低限を超えない撮影の協議をしてくださいという決まりになっておりますので、今回その旨の決まりをさせていただいて、防犯上必要最低限の入口と駐車場の入口、あと道路の部分のある程度出入りを含めた必要最低限の調整をさせていただいております。あとまたその設置の要綱の中で、防犯カメラを設置したら周囲の方に分かるように、防犯カメラを設置しておりますという看板の設置をしてくださいという基準になっておりますので、そういったことを守りながら行っている状況となっております。よろしくお願ひします。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1つには、先ほど町民協働にもお話ししましたけども、自主防災の関係では、自治会にお願いしなきゃいけないということもありますし、今防災訓練、自主防災もいろんな意味での訓練だとかがこの状況の中でなかなかできにくい部分がありますので、町から自主防災組織の方たちにも適切なアドバイスと今こういうことをやっておいてくださいという明確な助言をしていただけたらありがたいなと思いますので、4年度についても、いつ何時どういふことが起きるか分かりませんので、その辺の備えだけはしっかりしておいていただかきゃいけないと思いますので、その点はよろしく徹底のほどお願いしたいと思います。

それから、これは言うておかなきゃいけないことなんです、令和4年度から茅ヶ崎消防の事務委託の関係で、防災のところ消防の関係の方も配備されるという話も聞いていますので、4月から組織の中でも変化があったり、常駐になる方も多分来ると思っていますので、そういった意味ではその辺の連携を取りながら、部長を中心に課長を含めて、その対策をしっかりと講じていていただきたいなと思います。ある意味では、こちらとしては茅ヶ崎側からいろんな情報をもらわなきゃならない、こういうこともありますので、また向こうは向こうで情報を流さなきゃいけないという義務があると思っていますから、ですから、その辺の連携をしっかりと取っていただいて、町民の皆さんに遅滞なく情報が発信できるような体制づくりはやっていただかないといけないなと思います。そういう意味ではどちらかという課長にいい情報の発信の源になっていただかないといけないと思いますので、その辺の動きについてどのような形で行うのか、今の思いを聞かせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

【茂内副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 ありがとうございます。地域の防災の関係につきましては、委員がおっしゃるとおり、コロナ禍で訓練等が難しい状況となっております。しかしながら、自主防災の補助金等で訓練をお願いしますということで、指導をさせていただいておまして、いろいろなご相談を受けながら、

こういうので訓練をしたらどうかという提案をしながら進めさせていただいております。また、資機材等の購入についても、救命だったり避難だったりするような救急のガイドラインみたいなのを添えながら説明して対応させていただいております。

あと、今総合防災訓練ができませんので、我々町民安全課で今年は宮山の地域の旭が丘中学校に出向きましたけれども、小動と宮山の自治会の方にいろいろ集まっていたり、書面会議で避難所運営マニュアルを作成したり、地域を含めた取組もさせていただいておりますので、順次そちらは町民が安心できるような対応をさせていただきたいと考えております。

消防の広域化につきましては、我々も初めて行うことではありますが、町民の安心安全が変わらない形で、茅ヶ崎との消防の広域化が始まったとしても、今まで以上に、今までどおりに消防の活動を行っていけるように対応させていただきたいと考えております。運営上では、年に2回会議を開いて、全体会議というのもございますけれども、それ以上に、今も主幹がちよくちよく茅ヶ崎に行って、こういうことを変えたらどうだという提案をしながら調整をさせていただいておりますので、これからもまた変化等がございましたら、いろいろ議会にも報告しながら、順調な移行を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【茂内副委員長】 関口委員。

【関口委員】 自主防災については、地元の考え方もよく聞きながら、的確なアドバイスをしていただけて、コロナだからいいんだということじゃありませんので、その辺の備えだけはしっかりやっていたらいいと思いますので、自主防災にもその辺の徹底をお願いしたいのと、情報をどんどん発信できるものは発信してもらいたいと思いますので。

それから、茅ヶ崎との広域の関係については、今言われたようなことをしっかり守っていただいて、最終的には町長が指示を出すにしても、誤った指示というわけにはいきませんので、その辺はしっかりと指示ができるような形で、この形になっても間違いなく町民の皆さんの安心安全は守られていきますよということを、町民の皆さんに分かっていただけるような形にしていかなければいけないと思いますし、それがスタートになりますので、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

併せてもう一つは、4月から岡田交番がなくなって、総務常任委員会でもって中央公園で何かやるらしいけど、交番が1つ減って2になると、そうなるで一之宮の交番の跡地は、いろんな形で集会の会議室にしたり、それからOBの方に貼りついてもらったりということで、あれなんですけども、あそこが1つのいいキーマンに、これから大事な場所になってくるのかなという気がしますので、OBの方についていただけていますけども、いつでも相談が行ってできるような体制づくりと併せて、我々にしてみると2か所しか実際にはお巡りさんは貼りついていませんけども、あれがあるということで町民の皆さんの、一之宮の皆さんの安心というのが、私は、ある意味でいうと守られているのかなという気もしないでもないで、その辺の体制づくりをしていってもらいたいと思うし、また発信をしっかりとしていってもらいたいと思いますので、それについてお考えをお聞かせいただけますか。

【茂内副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 岡田交番が駅前交番に統合されて、今度アクティブ交番が配置され、3か所に定期的に配属されます。それはそれとしまして、それ以外の町民の例の犯罪の抑制とかの補完を

うちの防犯アドバイザーも含めて、相談員も含めて、町民安全課も含めて体制を整えて、町民の不安がないように、また見守り等も今回防犯パトロール車を購入させていただきますので、さらに回る強化をさせていただいて、積極的な防犯体制の促進に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、町民安全課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【茂内副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、まず、町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、町民部の最後となります町民窓口課より、令和4年度の予算案についてのご説明をさせていただきます。説明に当たりましては徳江課長、またご質疑に関しては全員で対応いたしますので、何とぞご審査をお願いいたします。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和4年度予算につきまして説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、タブレットの110町民窓口課をお開きいただき、こちらの予算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料の2ページをお開きください。予算書は52、53ページの下段にございます2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度に係る経費などがございます。報償費につきましては、平成28年度より実施しておりますわたしの提案制度の報償事業に係る報償品などの購入費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。

続いて、こちらの財源でございますが、全額一般財源を充ててございます。

タブレット資料の次のページをご覧ください。男女共同参画事業費は、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費で、報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会の委員謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費です。役務費は、男女共同参画講座の参加者のための託児手数料です。こちらの事業費は、財源は全て一般財源となります。

続きまして、4ページをご覧ください。平和推進事業費は、平和推進思想の普及啓発事業に要する事業費で、需用費の消耗品費につきましては、平和パネル展に関する消耗品の購入費で、役務費は、平和パネル展用の資料を借用する際の郵送料でございます。使用料及び賃借料につきましては、核兵器廃絶平和都市宣言広告用地の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、平和主張会議のメンバーショップ納入金です。こちらも事業の財源は一般財源を充ててございます。

10目の地域活動費は、以上でございます。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。予算書は56、57ページ、13目町民相談費でございます。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費と法定計画である寒川自殺対策計画に基づいた施策の推進及び計画の進行管理等及び犯罪被害者等見舞金支給事業費に係る経費となっております。報償費は、司法書士相談の相談員への謝礼及び自殺対策計画推進協議会の委員への謝礼でございます。旅費につきましては、自殺対策計画推進協議会の委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、自殺対策の一環として啓発用チラシを作成するための用紙購入費でございます。委託料は、法律相談に弁護士の派遣を神奈川県弁護士会に依頼しております。この弁護士派遣のための委託料でございます。負担金補助及び交付金は、夫やパートナー等からの暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金、また寒川町人権擁護委員会への補助金並びに神奈川県弁護士会が行う法律援助事業費への補助金、茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で町民が茅ヶ崎市の相談を利用した場合の負担金でございます。扶助費につきましては、犯罪被害者等見舞支給事業費でございます。本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族、または重傷病や障害となった町民に対し支援するものでございまして、その支援金を計上してございます。

続いて、町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の32、33ページにございます自殺対策強化交付金事業費補助金1万6,000円は、報償費の委員への謝礼、旅費及び事業費の消耗品費にそれぞれ記載の金額を充ててございます。

次の歳入番号2、予算書は36から39ページになります。司法書士相談事業に係る負担金は、司法書士相談の相互利用で茅ヶ崎市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費を負担していただくもので、報償費の司法書士に支払う謝礼に全額充当いたします。

続きまして、タブレット資料6ページをご覧ください。人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の人権関係の研修、講演会や会議等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品や人権講座、講演会等の資料の購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川県人権センターへの啓発事業補助金でございます。

続いて、人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は32、33ページにございます人権啓発活動委託金11万9,000円は、人権意識の普及高揚を図る啓発事業に係る委託金で、啓発物品の購入費用として全額需用費の消耗品費に充ててございます。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。予算書は56、57ページに移りまして、14目消費生活対策費となります。消費生活相談事業費は、架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております。消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、消費生活相談等の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。

す。需用費の消耗品費につきましては、相談用参考図書の購入費で、役務費につきましては、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料です。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談等及び多重債務相談で、町民が、茅ヶ崎市消費生活センターで行われる相談を利用した場合の負担金及び消費生活相談員の研修参加のための負担金でございます。

続いて、下段の特定財源でございますけれども、歳入番号1、予算書は32、33ページでございます消費者行政事業費補助金1万4,000円は、市町村が行う消費者行政推進事業に対する補助金で、消費生活相談員のスキルアップの経費として旅費と負担金補助及び交付金に充ててございます。

歳入番号2、予算書は36から39ページになります。総務費雑入の消費生活相談事業に係る負担金2万9,000円は、協定に基づいた消費生活相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の消費生活相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費を負担していただくもので、報償費の消費生活相談員に支払う謝礼に全額充当してございます。

以上で、2項総務管理費の説明を終わります。

続きまして、タブレット資料8ページをお開きください。予算書の58、59ページ3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。職員給与費をご覧ください。こちらは課長及び総合窓口担当職員計11名分の人件費でございます。

続きまして、下段の特定財源でございますが、歳入番号1及び2は、予算書の26、27ページにございまして、①自動車臨時運行許可手数料54万7,000円は、仮ナンバー貸出時の手数料で、2、住宅用家屋証明手数料44万2,000円は、租税特別措置法に基づいて不動産登記に係る登録免許税の減免を受ける際に費用な証明書の発行手数料で、どちら記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号3から8までは、予算書の同じページにございます3節戸籍住民基本台帳費手数料の各種証明の手数料で、歳入番号3の戸籍証明手数料262万8,000円は、戸籍の謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号4、除籍証明手数料169万5,000円は、除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号5の戸籍関係証明手数料7万2,000円は、戸籍の記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料、歳入番号6、住民票証明手数料675万9,000円は、住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料となっております。

歳入番号7の印鑑証明手数料433万8,000円は、印鑑登録証明発行時の手数料、歳入番号8の諸証明手数料33万3,000円は、身分証明、戸籍附票、不在住証明等の発行時の手数料でございます。

歳入番号9、予算書は30、31ページにございます中長期在留者居住地届出等事務委託金38万2,000円は、中長期在留者、特別永住者の居住地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号10、予算書の32から35ページになります。人口動態調査事務委託金4万7,000円でございますが、厚生労働省が行う出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出に基づき集計を行う調査の委託金で、こちらにも給料へ記載の額を充当してございます。

最後に、9ページをご覧ください。

【茂内副委員長】 ここで暫時時間の延長をいたします。

引き続きお願いいたします。

【徳江町民窓口課長】 最後に、タブレット資料9ページをご覧ください。戸籍住基台帳費経費でございますが、戸籍法、住民基本台帳法等の法令に基づいて、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに各種証明書の発行、マイナンバーの交付等を行うための経費でございます。報酬及び職員手当につきましては、マイナンバーカード発行等に伴い雇用いたしました会計年度任用職員2名分の経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の通勤手当等の費用弁償でございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、窓口番号札用ロール紙、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の移動の届出用紙、窓付封筒及び偽造防止用紙の作成費でございます。増額の理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。役務費は、戸籍届出書類送付確認に使用するはがき、戸籍照会時に使用する切手の購入、マイナンバーカード受取通知、受取勧奨通知発送料等に係る通信運搬費と、コンビニエンスストア等での住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービスに係る手数料でございます。増額の理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

委託料は、住基ネットシステムの運営保守費、個人番号カード交付事務に関わる人材派遣委託費、コンビニ交付に伴うシステム保守委託料及び斎場運営維持管理委託料となっております。

続きまして、使用料及び賃借料は、個人番号カードの交付の増加等に対応するための統合端末機器の借上料でございます。備品購入費は、備考欄記載の理由により皆減となっております。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金、個人番号カードを作成する費用等を地方公共団体情報システム機構、J-LISと申しますけれども、へ作成件数に基づいて支払っております。個人番号通知書カード関連事務委任交付金、コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び広域連携事業として行う神奈川県町村情報システム共同事業組合へのコンビニ交付に係るシステム経費を支払う負担金でございます。増額の理由につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

続きまして、下段の住民基本台帳経費の特定財源でございますが、先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました歳入番号1の自動車臨時運行許可手数料及び歳入番号4、印鑑証明手数料につきましては、職員給与費への充当残をどちらも消耗品費に充当してございます。

同じく歳入番号3、住民票証明手数料及び歳入番号9の中長期在留者居住地届出等事務委託金につきましては、職員給与費の充当残をどちらも印刷製本費に充当してございます。

同じく歳入番号2、戸籍証明手数料につきましては、職員給与費の充当残を消耗品費並びに役務費に充当してございます。

歳入番号5、コンビニ交付住民票証明手数料65万4,000円及び歳入番号6のコンビニ交付印鑑証明手数料43万8,000円につきましては、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書を交付したときの手数料でございます。この2つを合わせまして役務費、委託料、さらに負担金補助及び交付金に充当してございます。

歳入番号7、予算書は28、29ページ、個人番号カード交付事業費補助金3,314万円は、個人番号カード等に係る事務を行っている地方公共団体情報システム機構に市町村が交付する交付金に対する国からの補助金で、こちらも負担金補助及び交付金の個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当してございます。

歳入番号8は、歳入番号7と同じ科目にございまして、個人番号カード交付事務費補助金となりまして、個人番号カードの交付事務に必要なものとして定められた経費に対して交付されるもので、こちらの787万8,000円につきましては、マイナンバーカードの発行に携わる会計年度任用職員に係る経費をはじめとして需用費の中の消耗品費、印刷製本費、役務費、カード交付人材派遣委託に関わる委託料並びにコンピュータ借上げの使用料及び賃借料等に充当してございます。

歳入番号10、予算書は32、33ページの市町村自治基盤強化総合補助金786万円ですが、こちらは既に財政課から説明させていただきましたが、このうちの50万6,000円を委託料に充てております。

歳入番号11、人口動態調査事務委託金でございますが、こちらも先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました。職員給与費の充当残を旅費に充当してございます。

最後に、歳入番号12、予算書は36から39ページにございます広域戸籍証明納入金6,000円は、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、全額を負担金補助及び交付金の戸籍事務委任委託負担金に充当してございます。

以上で、町民窓口課の令和4年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山上委員。

【山上委員】 それでは、1つお伺いしたいと思います。マイナンバーカードに関連する歳出歳入が非常に多く見受けられるんですが、令和4年度に何枚ぐらいの発行を見込んでおりますか。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 こちらのマイナンバーカードの交付数につきましては、交付円滑計画に基づいているものですが、令和4年度としては1万枚を計上してございます。

【茂内副委員長】 山上委員。

【山上委員】 1万枚ということは、相当の数だと思います。それで、自分が思うには、平日に来られない方というのが結構いらっしゃると思うんです。それで今第1土曜日、第3土曜日ということで、午前中のみ開庁されていると思うんですが、開庁時間を延ばす、または開庁日を増やすという考えはございませんでしょうか。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 今窓口の開庁時間のご質問をいただきました。窓口開設におきましては、今、委員からもご質問いただいたとおり、第1、第3土曜日の午前中に開設してございます。当然こちらにつきましても、マイナンバーカードの受け取りもできるのと併せまして証明等の発行をさせていただいているところでございます。

マイナンバーカードの受け取りにつきましては、今平日の開庁時間以外には毎週木曜日に午後7時まで窓口を延長して受け取りを可能としてございます。また、実は令和4年1月30日日曜日に行いましたけれども、この日は特別開庁日として開庁いたしまして、こちらも8時30分から12時まで午前中なんですけれども、こちらでも受け取りが可能という形になってございます。

委員がおっしゃるように、1万枚いいますと、かなりの枚数になります。しかしながら、開設している土曜日及び木曜日の延長窓口においても、受け取り状況につきましては、待ち時間等もそれほどなく交付できているような状態でございます、今まで込み合うというような状況にもなってございません。いましばらくは現状のままを続けまして、今マイナポイントが始まりまして申請件数が増えているところもございますので、この状況のなどを注視しつつ柔軟に対応したいと考えてございます。

【茂内副委員長】 山上委員。

【山上委員】 実は母親のところにも申請用紙が届きまして、まだまだ行き届いていないのかなと思ひまして、ある自治体では土日1日開庁しているところもあるので、例えばいざ住民票が欲しいといったときに、今日は第2土曜日か、やっていないなということより、できる限り土日でもできるような住民サービスができれば非常にありがたいな思っております。

以上です。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 窓口につきましては、今おっしゃっていただいたように、できるだけ住民サービスに努めてまいりたいと考えてございます。証明書の関係でお話しさせていただくと、第1、第3土曜日以外のところでは、ご予約をいただくことで証明書を発行することも可能でございます。また、先ほど申し上げましたように、特別開庁日なども開設してございますし、また、引っ越しや就職等で移動の多い3月第4土曜日と4月第1土曜日におきましても、証明書の発行だけでなく、住所の移動もできる臨時開庁日なども設けてございます。また、委員からご質問いただいたように、マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニのマルチコピー機で午前6時から午後11時までの時間帯で証明書を取得することもできますので、そちらも併せて周知をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 何ページになるか分からないんですけど、人権啓発という立場から質問させていただきましても、寒川町パートナーシップ宣誓制度は令和4年2月からの新しい事業なんですけど、始まったということで、1か月余りなんですけども、相談とかというのがあったのかというのが非常に気になるところで、あったのかというのと、あと、4ページの平和事業ですね。今年行う事業はどういったものを行うのかというのをまずお聞きします。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 質問を2件いただきました。2月から始まりましたパートナーシップ宣誓制度の関係でございます。今パートナーシップにつきましては、2月1日にご申請いただいて、今1件パートナーシップ制度の認証をさせていただいているところでございます。

続きまして、2点目の平和事業につきましては、今現状といたしましては、平和パネル展や人権啓発のためのチラシの配布などを今検討しているところでございます。コロナ禍の中で人を集めてというのが非常に難しい状況がございまして、こちらの啓発というのを、人権も含めなんですけれども、いわゆる街頭啓発などが今なかなか難しいような状況もございまして、その辺はもう一度リセットしたいな

と考えてございます。オンラインなどで行う講演会なども男女共同参画などではやってございますので、その辺がうまく使えるかどうかというのを、他自治体などの事業も参考にさせていただきつつ、検討を進めたいと考えてございます。

以上でございます。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 パートナーが1件あって、施行したと同時にあったということは非常によかったことだと思うんですけども、ちょっとデリケートな部分なので、対応と配慮というんですかね。そういったところも気になるので、その辺をお答えいただきたいのと、平和事業は、コロナ禍の影響でなかなか人を集めてということはできないんですけど、実際パネル展とかをやっているの、人の流れに配慮したような事業はできると思うんですけど、なので、そこのところは工夫してやっていただいたほうがよかったのかなと思うんですけど、その辺の見解をお聞かせください。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 まず、パートナーシップの配慮等の関係でございます。パートナーシップ宣誓制度につきましては、ご予約いただいて、お時間を確保させていただいた上で、今おっしゃっていたように、そのお時間はなるべく人の出入りを制限するような形、お二人だけでいらっしゃるような環境をつくりたいと考えてございます。そのための予約制を取らせていただいているところでございます。

また、宣誓証ですとか、そういうものを作るためのお時間としても若干いただくために予約制というのを採用させていただいております。今回ご宣誓いただいた方々につきましては、おいでいただいて、所定の手続を取った後、お忙しというところもございましたので、宣誓証については郵送するというようなことで、ご本人たちのご了承をいただいた上で対応させていただいたところでございます。

続きまして、2点目の平和事業の関係でございます。パネル展につきましては、令和4年度も予定はしてございます。そういう中でより効果的なところというのを、様々な人権も含め、男女共同も含め、そういうところも含めていろんなところの研修や講演というのをどうするかというようなところがございまして、今年度令和3年度に男女共同参画につきましては、2つの講演会を動画配信みたいな形で今やらせていただいているところでございます。その辺も含めて再度考えてみたいと考えてございます。

以上でございます。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 予約制で配慮したということで、分かりました。ここは分かりましたので、いいです。

平和事業についてなんですけど、過去に、新しい平和事業については、ほかの自治体を参考に考慮し試行錯誤しながらというお答えももらっているんですよ。なので、コロナだからといって、いろいろと制約はあるんですけども、だけど、そうはいつでも、平和事業以外でも人を集めなければならないような事業ってあるわけじゃないですか。そういう配慮というのが必要だと、同等だと思うんですけど、そういうところでは予算に反映するべきだと考えているんですけど、その点についてお尋ねします。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 戦争の記憶というのが、今国際情勢的には新たな紛争的なものも今起きてい

るところですけれども、日本が戦禍に遭ったというところの記憶というのは、風化させてはいけないのかなと、ですので、終戦記念日では町内放送なども使って、皆さんにいま一度この日を考えていただきたいというようなことは継続して行っているところでございます。

先ほどから申し上げているように、効果的なところというのを考えたときに、どうかというようなところを含めて、先ほどから、大変申し訳ない、検討しているところでございまして、何でもかんでも動画配信がいいのかというところでもないとは考えておりますので、その中で平和の事業、平和というのは、記憶をまず風化させないというのは私どもとしては考えている、ですので、広告塔なども掲げておりますし、核兵器廃絶の宣言などもしている中でのメンバーシップなども加入して、そういうものも含めながらやっているところでございますので、こちらにつきましても、当然ないがしろにするわけではもちろんございませんので、きちんとお伝えするべきものはお伝えしていくというような形を考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 平和推進事業について確認させてください。過去に、正直申し上げると7団体ぐらゐと一緒に共催みたいな形でやっていらっしゃったと思います。その7団体のうち6団体を調べたところ、思想的に偏りのある団体だったということがありました。それについて、そういうところと共催という形で平和事業をやるのはいかがなものかと、その方たちが単体でやる分については何ら問題ないと思うんですけども、そこに行政が乗っかっていくことはどうかということを指摘して、いろいろと形が変わっていったと思います。これからもいろいろ考えられると思うんですけども、少なくとも過去に戻ることは絶対にないと認識しておいてよろしいでしょうか。

【茂内副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 これは、私ども前任といえますか、この事業は移りましたので、以前協働推進課でもお答えさせていただいていると思いますけれども、町がいわゆる共催で行うためには、その辺はしっかりと確認する必要があると考えてございます。

ですので、先ほど申し上げたように、安易にフェスティバルというのは考えにくいというようなお話をしたところも、そういう部分もございますので、そこはしっかりと町としてもチェックしていきたいと考えてございます。

【茂内副委員長】 横手委員。

【横手委員】 くれぐれも申し上げておきますけれども、そこは確実にしっかりとチェックしていただきたい、気がついたらやっていたというようなことだけは絶対におやめいただきたいということを申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、町民窓口課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

皆様のご協力をもちまして、予定どおりの審査が本日終わりました。その後の審査につきましては、来週月曜日14日9時より再開したいと思いますので、また来週も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、本日の予算特別委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

午後5時19分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 4年 6月 2日

委員長 杉 崎 隆 之